

Q001 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：基礎

学習ノートに「高圧ガス事業者への課税方法だけを定めること。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「高圧ガス事業者への課税方法だけを定めること。」に対する指摘：税制だけを定める法律ではない。

イ．元のイ肢「高圧ガスの輸出を全面的に禁止すること。」に対する指摘：輸出全面禁止を目的とする法律ではない。

ウ．元のエ肢「高圧ガスの市場価格を全国一律に統制すること。」に対する指摘：価格統制を法の目的とはしていない。

エ．元のウ肢「高圧ガスによる災害を防止し、取扱い等を規制するとともに自主保安活動を促進し、公共の安全を確保すること。」に対する指摘：法第1条は、規制と民間事業者・高圧ガス保安協会による自主的保安活動の促進を通じ、公共の安全を確保することを目的としている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「高圧ガス事業者への課税方法だけを定めること。」。税制だけを定める法律ではない。正しい整理は「高圧ガスによる災害を防止し、取扱い等を規制するとともに自主保安活動を促進し、公共の安全を確保すること。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q002 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：標準

次の誤答例「容器に入っていれば圧力に関係なくすべて該当する。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のエ肢「常用の温度で0.2MPa以上ならずすべて該当する。」に対する指摘：0.2MPaは一般圧縮ガスの基本基準ではない。

イ．元のア肢「容器に入っていれば圧力に関係なくすべて該当する。」に対する指摘：容器に入っているだけでは法第2条の定義を満たさない。

ウ．元のウ肢「常用の温度で1MPa以上となり現に1MPa以上であるもの、または35 で1MPa以上となるもの。」に対する指摘：法第2条第1号は、一般の圧縮ガスについて1MPaを基準とし、常用温度での現圧または35 での圧力により判定する。

エ．元のイ肢「35 で0.1MPa以上ならずすべて該当する。」に対する指摘：一般圧縮ガスの基準は1MPaである。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「容器に入っていれば圧力に関係なくすべて該当する。」。容器に入っているだけでは法第2条の定義を満たさない。正しい整理は「常用の温度で1MPa以上となり現に1MPa以上であるもの、または35 で1MPa以上となるもの。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q003 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：標準

設問に対して「一般の圧縮ガスと同じ1MPa基準だけで判定する。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元の工肢「液化ガスと同じく35 だけを用いて判定する。」に対する指摘：圧縮アセチレンガスでは15 による判定規定がある。

イ．元のウ肢「一般の圧縮ガスとは別に0.2MPaを基準とし、15 における圧力による判定規定もある。」に対する指摘：法第2条第2号は圧縮アセチレンガスについて0.2MPaを基準とし、15 で0.2MPa以上となる場合も含めている。

ウ．元のイ肢「アセチレンは高圧ガス保安法の適用対象外である。」に対する指摘：法第2条に圧縮アセチレンガスの定義が明記されている。

エ．元のア肢「一般の圧縮ガスと同じ1MPa基準だけで判定する。」に対する指摘：圧縮アセチレンガスには別の0.2MPa基準がある。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「一般の圧縮ガスと同じ1MPa基準だけで判定する。」。圧縮アセチレンガスには別の0.2MPa基準がある。正しい整理は「一般の圧縮ガスとは別に0.2MPaを基準とし、15 における圧力による判定規定もある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q004 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：基礎

「1MPaを超える液化ガスだけが該当する。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「1MPaを超える液化ガスだけが該当する。」に対する指摘：液化ガスの基本基準は0.2MPaである。

イ．元のイ肢「常用の温度で0.2MPa以上となり現に0.2MPa以上であるもの、または0.2MPaとなる温度が35 以下であるもの。」に対する指摘：液化ガスは一般圧縮ガスとは異なり0.2MPaを基本とし、0.2MPaとなる温度が35 以下かどうかも判定要素となる。

ウ．元のウ肢「すべての液化ガスが圧力に関係なく該当する。」に対する指摘：液化ガスでも法定の圧力・温度条件を満たす必要がある。

エ．元の工肢「容器内容積が100L以上なら自動的に該当する。」に対する指摘：法第2条の定義は容器内容積だけでは決まらない。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「1MPaを超える液化ガスだけが該当する。」。液化ガスの基本基準は0.2MPaである。正しい整理は「常用の温度で0.2MPa以上となり現に0.2MPa以上であるもの、または0.2MPaとなる温度が35 以下であるもの。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q005 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：標準

誤った結論として「大気圧を差し引く前の圧力だけをいう。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

- ア．元のウ肢「絶対圧力だけをいう。」に対する指摘：法定義ではゲージ圧力を用いる。
- イ．元のエ肢「ゲージ圧力をいう。」に対する指摘：法第2条は、同条で用いる圧力をゲージ圧力と明記している。
- ウ．元のイ肢「容器の耐圧試験圧力をいう。」に対する指摘：高圧ガスの定義に用いる圧力と耐圧試験圧力は別概念である。
- エ．元のア肢「大気圧を差し引く前の圧力だけをいう。」に対する指摘：それはゲージ圧力の説明ではない。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「大気圧を差し引く前の圧力だけをいう。」。それはゲージ圧力の説明ではない。正しい整理は「ゲージ圧力をいう。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q006 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：応用

受験者が次のように判断した。「事業者間取引だけが対象で、設備の保安は対象外である。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

- ア．元のイ肢「事業者間取引だけが対象で、設備の保安は対象外である。」に対する指摘：設備・施設の保安も主要な規制対象である。
- イ．元のエ肢「消費だけが対象で、貯蔵や容器は対象外である。」に対する指摘：貯蔵や容器も対象に含まれる。
- ウ．元のウ肢「製造だけが対象で、販売や移動は対象外である。」に対する指摘：販売・移動も法の規制対象である。
- エ．元のア肢「製造・貯蔵・販売・移動・消費等に加え、容器の製造や取扱いも規制対象に含まれる。」に対する指摘：法第1条は高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い・消費に加え、容器の製造・取扱いも規制対象として掲げている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「事業者間取引だけが対象で、設備の保安は対象外である。」。設備・施設の保安も主要な規制対象である。正しい整理は「製造・貯蔵・販売・移動・消費等に加え、容器の製造や取扱いも規制対象に含まれる。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q007 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：標準

学習ノートに「自主保安は容器所有者だけに限定された制度である。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「行政による規制だけでなく、民間事業者や高圧ガス保安協会の自主的な保安活動の促進も法の目的に含まれる。」に対する指摘：法第1条は規制と自主的保安活動の促進を併記しており、双方で公共の安全を確保する構造である。

イ．元のア肢「自主保安は容器所有者だけに限定された制度である。」に対する指摘：法目的上はそうのように限定されていない。

ウ．元のウ肢「自主保安は法の対象外で、行政検査だけで安全を確保する。」に対する指摘：自主的保安活動の促進は法目的に明記されている。

エ．元のエ肢「自主保安とは販売価格を自主的に決めることをいう。」に対する指摘：ここという自主保安は災害防止・安全確保に関する活動である。

正答：イ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「自主保安は容器所有者だけに限定された制度である。」。法目的上はそうのように限定されていない。正しい整理は「行政による規制だけでなく、民間事業者や高圧ガス保安協会の自主的な保安活動の促進も法の目的に含まれる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q008 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：基礎

次の誤答例「液化アルゴン」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のウ肢「液化酸化エチレン」に対する指摘：施行令第1条は、液化シアン化水素、液化プロムメチル、液化酸化エチレンを列挙している。

イ．元のア肢「液化アルゴン」に対する指摘：液化アルゴンは同条の列挙ガスではない。

ウ．元のイ肢「液化窒素」に対する指摘：液化窒素は施行令第1条の列挙ガスではない。

エ．元のエ肢「液化ヘリウム」に対する指摘：液化ヘリウムは同条の列挙ガスではない。

正答：イ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「液化アルゴン」。液化アルゴンは同条の列挙ガスではない。正しい整理は「液化酸化エチレン」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q009 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：応用

設問に対して「容器材質が不明なので法第2条の定義を判定できない。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「0.8MPa以上の圧縮ガスはすべて高圧ガスなので35 条件は不要である。」に対する指摘：一般圧縮ガスの基準は0.8MPaではない。

イ．元のエ肢「35 で1MPa以上となるため、高圧ガスの定義に該当する。」に対する指摘：一般圧縮ガスは、常用温度の現圧が1MPa未満でも35 で1MPa以上となる場合、法第2条第1号に該当する。

ウ．元のウ肢「常用温度で1MPa未満なので、35 での圧力に関係なく該当しない。」に対する指摘：35 における圧力による判定規定がある。

エ．元のア肢「容器材質が不明なので法第2条の定義を判定できない。」に対する指摘：この定義判定では提示された温度・圧力条件で判断できる。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「容器材質が不明なので法第2条の定義を判定できない。」。この定義判定では提示された温度・圧力条件で判断できる。正しい整理は「35 で1MPa以上となるため、高圧ガスの定義に該当する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q010 総則・製造規制 > 目的・用語・高圧ガスの定義 | 難易度：標準

「圧縮アセチレンガスの0.2MPa基準を、一般の圧縮ガスにもそのまま適用する。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「圧縮アセチレンガスの0.2MPa基準を、一般の圧縮ガスにもそのまま適用する。」に対する指摘：圧縮アセチレンガスには専用の基準があり、一般圧縮ガスへそのまま適用できない。

イ．元のエ肢「ガス名だけで判定し、温度・圧力は考慮しない。」に対する指摘：温度・圧力条件は定義の重要要素である。

ウ．元のウ肢「一般の圧縮ガスの1MPa基準を、液化ガスにもそのまま適用する。」に対する指摘：液化ガスには0.2MPaを基本とする別の温度・圧力条件がある。

エ．元のア肢「ガスの状態・種類に応じ、圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス等の各類型の条件を確認する。」に対する指摘：法第2条は類型ごとに異なる温度・圧力条件を定めており、単一の圧力値だけで全ガスを判定する制度ではない。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「圧縮アセチレンガスの0.2MPa基準を、一般の圧縮ガスにもそのまま適用する。」。圧縮アセチレンガスには専用の基準があり、一般圧縮ガスへそのまま適用できない。正しい整理は「ガスの状態・種類に応じ、圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス等の各類型の条件を確認する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q011 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：基礎

誤った結論として「市町村長の口頭承認だけでよい。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「KHKへの届出だけで製造できる。」に対する指摘：許可権者は原則として都道府県知事である。
イ．元のア肢「事業所ごとに都道府県知事の許可を受ける。」に対する指摘：法第5条第1項は、第一種製造者に該当する製造について事業所ごとの許可を原則としている。
ウ．元のイ肢「市町村長の口頭承認だけでよい。」に対する指摘：法定の許可手続の代替にはならない。
エ．元のエ肢「製造開始後に任意で報告すればよい。」に対する指摘：第一種製造者は原則として事前の許可が必要である。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「市町村長の口頭承認だけでよい。」。法定の許可手続の代替にはならない。正しい整理は「事業所ごとに都道府県知事の許可を受ける。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q012 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「5年ごとの更新時だけ届け出ればよい。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。
ア．元のウ肢「製造開始当日に届け出れば必ず足りる。」に対する指摘：20日前までという事前届出期限がある。
イ．元のア肢「製造開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。」に対する指摘：法第5条第2項は、第二種製造者に該当する者について製造開始日の20日前までの届出を求めている。
ウ．元のイ肢「5年ごとの更新時だけ届け出ればよい。」に対する指摘：開始前届出が必要で、更新時だけの制度ではない。
エ．元のエ肢「製造開始後20日以内でよい。」に対する指摘：原則は開始前の届出である。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「5年ごとの更新時だけ届け出ればよい。」。開始前届出が必要で、更新時だけの制度ではない。正しい整理は「製造開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q013 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者ノ許可・届出 | 難易度：標準

学習ノートに「第一種・第二種とも事後報告だけでよい。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．元のエ肢「第一種は届出、第二種は許可である。」に対する指摘：制度の関係が逆である。
- イ．元のウ肢「第一種・第二種ともすべて許可制である。」に対する指摘：第二種製造者は原則届出制である。
- ウ．元のア肢「第一種・第二種とも事後報告だけでよい。」に対する指摘：第一種は事前許可、第二種も事前届出が基本である。
- エ．元のイ肢「第一種製造者は許可、第二種製造者は届出を基本とする。」に対する指摘：法第5条は、一定の要件に該当する製造を許可制とし、それ以外の該当製造を届出制として区分している。

正答：ウ

- ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
- 総合解説：提示された誤答例は「第一種・第二種とも事後報告だけでよい。」。第一種は事前許可、第二種も事前届出が基本である。正しい整理は「第一種製造者は許可、第二種製造者は届出を基本とする。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q014 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者ノ許可・届出 | 難易度：基礎

- 次の誤答例「株式会社か個人事業かだけで決まる。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
- ア．元のア肢「株式会社か個人事業かだけで決まる。」に対する指摘：法人形態だけでは区分しない。
 - イ．元のイ肢「会社の資本金だけで決まる。」に対する指摘：資本金だけでは区分しない。
 - ウ．元のウ肢「製造設備の処理能力や製造形態など、法令で定める区分を確認する。」に対する指摘：第一種・第二種の区分は会社規模ではなく、法令上の製造能力等の基準に基づき判断する。
 - エ．元のエ肢「従業員数だけで決まる。」に対する指摘：従業員数だけでは区分しない。

正答：ア

- ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
- 総合解説：提示された誤答例は「株式会社か個人事業かだけで決まる。」。法人形態だけでは区分しない。正しい整理は「製造設備の処理能力や製造形態など、法令で定める区分を確認する。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q015 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者ノ許可・届出 | 難易度：標準

設問に対して「広告宣伝費が一定額以上であること。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「従業員の平均年齢が一定範囲であること。」に対する指摘：法定の技術上の許可基準ではない。

イ．元のエ肢「製造施設の位置・構造・設備や製造方法が法定の技術上の基準に適合すること。」に対する指摘：法第8条は、製造施設の位置・構造・設備および製造方法について技術上の基準への適合を許可基準としている。

ウ．元のア肢「広告宣伝費が一定額以上であること。」に対する指摘：広告費は許可基準ではない。

エ．元のウ肢「製品の販売価格が全国平均以下であること。」に対する指摘：販売価格は製造許可の技術基準ではない。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「広告宣伝費が一定額以上であること。」。広告費は許可基準ではない。正しい整理は「製造施設の位置・構造・設備や製造方法が法定の技術上の基準に適合すること。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q016 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者ノ許可・届出 | 難易度：応用

「事業者名を電話で伝えるだけで足りる。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「事業者名を電話で伝えるだけで足りる。」に対する指摘：法定事項を記載した届出が必要である。

イ．元のウ肢「製造方法は届出対象とならない。」に対する指摘：製造方法も届出内容に含まれる。

ウ．元のイ肢「製造する高圧ガスの種類、施設の位置・構造・設備、製造方法などを明らかにして届け出る。」に対する指摘：法第5条第2項は、製造内容、施設、製造方法等を記載した書面を添えて届け出る仕組みとしている。

エ．元のエ肢「届出は製造廃止時だけで必要で、開始時は不要である。」に対する指摘：製造開始前に届出が必要である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「事業者名を電話で伝えるだけで足りる。」。法定事項を記載した届出が必要である。正しい整理は「製造する高圧ガスの種類、施設の位置・構造・設備、製造方法などを明らかにして届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q017 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：標準

誤った結論として「承継時に地位は必ず消滅し、承継は認められない。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「承継時に地位は必ず消滅し、承継は認められない。」に対する指摘：法は一定の場合に地位の承継を認めている。

イ．元のウ肢「届出先は税務署だけである。」に対する指摘：高圧ガス保安法上の届出先は都道府県知事である。

ウ．元のア肢「承継後、法令に従って遅滞なく都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：法は一定の場合の第二種製造者の地位承継を認め、承継後の届出を求めている。

エ．元のエ肢「承継後の届出は一切不要である。」に対する指摘：承継に関する届出義務がある。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「承継時に地位は必ず消滅し、承継は認められない。」。法は一定の場合に地位の承継を認めている。正しい整理は「承継後、法令に従って遅滞なく都道府県知事に届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q018 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「開始後1年以内にKHKへだけ報告する。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のウ肢「許可済みなので開始後の届出は一切不要である。」に対する指摘：許可とは別に開始時の届出が定められている。

イ．元のイ肢「開始後1年以内にKHKへだけ報告する。」に対する指摘：届出先・時期が異なる。

ウ．元のエ肢「市町村の広報紙に掲載すれば届出に代えられる。」に対する指摘：法定届出の代替にはならない。

エ．元のア肢「製造を開始した旨を遅滞なく都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：法第21条は、第一種製造者が製造を開始したときの届出を定めている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「開始後1年以内にKHKへだけ報告する。」。届出先・時期が異なる。正しい整理は「製造を開始した旨を遅滞なく都道府県知事に届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q019 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：標準

学習ノートに「廃止前に国会の承認を受ける。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。
ア．元のイ肢「廃止前に国会の承認を受ける。」に対する指摘：そのような手続ではない。
イ．元のア肢「廃止した旨を遅滞なく都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：法第21条は、製造の開始だけでなく廃止についても届出を求めている。
ウ．元のエ肢「廃止から5年後にまとめて報告する。」に対する指摘：遅滞なく届け出る必要がある。
エ．元のウ肢「廃止は自由なので一切の届出を要しない。」に対する指摘：廃止時の届出が必要である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「廃止前に国会の承認を受ける。」。そのような手続ではない。正しい整理は「廃止した旨を遅滞なく都道府県知事に届け出る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q020 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：応用

次の誤答例「第二種製造者は届出制なので技術基準は適用されない。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
ア．元のイ肢「両者とも自主基準だけでよく、法定技術基準はない。」に対する指摘：法定の技術上の基準がある。
イ．元のウ肢「第一種製造者は許可後なら技術基準を守らなくてよい。」に対する指摘：許可後も基準適合維持・遵守義務がある。
ウ．元のア肢「第二種製造者は届出制なので技術基準は適用されない。」に対する指摘：第二種製造者にも技術上の基準が適用される。
エ．元のエ肢「手続が許可か届出かに違いはあるが、いずれも法定の技術上の基準を守る必要がある。」に対する指摘：第一種には法第8条・第11条、第二種には法第12条等の技術基準が適用され、届出制だから安全義務がなくなるわけではない。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「第二種製造者は届出制なので技術基準は適用されない。」。第二種製造者にも技術上の基準が適用される。正しい整理は「手続が許可か届出かに違いはあるが、いずれも法定の技術上の基準を守る必要がある。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q021 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：基礎

設問に対して「正しい。届出制はすべて事後届出である。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「正しい。届出制はすべて事後届出である。」に対する指摘：届出制であっても事前期限が定められている。

イ．元のエ肢「正しい。開始後20日を経過してから届け出る制度である。」に対する指摘：期限の方向が逆である。

ウ．元のイ肢「誤り。原則として製造開始の日の20日前までに届出が必要である。」に対する指摘：第二種製造者の届出は事前届出であり、法第5条第2項の期限を守る必要がある。

エ．元のウ肢「誤りだが、第二種製造者は必ず第一種製造者の許可に切り替える。」に対する指摘：第二種製造者は法定区分に応じ届出制である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「正しい。届出制はすべて事後届出である。」。届出制であっても事前期限が定められている。正しい整理は「誤り。原則として製造開始の日の20日前までに届出が必要である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q022 総則・製造規制 > 第一種・第二種製造者 / 許可・届出 | 難易度：標準

「従業員個人ごとに製造許可を付与する制度である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のエ肢「事業所の所在地に関係なく販売先だけで区分する制度である。」に対する指摘：事業所の施設・製造方法等が重要である。

イ．元のウ肢「本店で1件手続すれば、全国の全事業所の設備条件は問われない。」に対する指摘：事業所ごとの施設等が規制対象となる。

ウ．元のイ肢「従業員個人ごとに製造許可を付与する制度である。」に対する指摘：製造許可は従業員個人単位ではない。

エ．元のア肢「各事業所の施設・製造方法等を特定して保安上の適合性を扱う仕組みである。」に対する指摘：法第5条は事業所ごとの許可・届出を基本とし、具体的な施設・製造条件を規制対象としている。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「従業員個人ごとに製造許可を付与する制度である。」。製造許可は従業員個人単位ではない。正しい整理は「各事業所の施設・製造方法等を特定して保安上の適合性を扱う仕組みである。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q023 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：基礎

誤った結論として「KHKへの登録だけでよい。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元の工肢「販売業者の同意だけでよい。」に対する指摘：販売業者の同意は設置許可の代替にならない。

イ．元のウ肢「事後の口頭報告だけでよい。」に対する指摘：第一種貯蔵所の設置は原則許可が必要である。

ウ．元のア肢「都道府県知事の許可を受ける。」に対する指摘：法第16条は、一定量以上の高圧ガスを貯蔵する第一種貯蔵所の設置を許可制としている。

エ．元のイ肢「KHKへの登録だけでよい。」に対する指摘：法上の許可権者は原則として都道府県知事である。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「KHKへの登録だけでよい。」。法上の許可権者は原則として都道府県知事である。正しい整理は「都道府県知事の許可を受ける。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q024 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「第二種貯蔵所には法的手続も技術基準もない。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のイ肢「法令で定める範囲の第二種貯蔵所は届出制で、第一種貯蔵所の許可制と区別される。」に対する指摘：高圧ガス保安法は貯蔵量等に応じて第一種貯蔵所の許可と第二種貯蔵所の届出を区分している。

イ．元のウ肢「第二種貯蔵所もすべて第一種と同じ許可制である。」に対する指摘：第二種貯蔵所は届出制が基本である。

ウ．元のア肢「第二種貯蔵所には法的手続も技術基準もない。」に対する指摘：届出や技術上の基準がある。

エ．元の工肢「第二種貯蔵所では高圧ガスを貯蔵してはならない。」に対する指摘：法定条件の下で貯蔵するための区分である。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「第二種貯蔵所には法的手続も技術基準もない。」。届出や技術上の基準がある。正しい整理は「法令で定める範囲の第二種貯蔵所は届出制で、第一種貯蔵所の許可制と区別される。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q025 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：標準

学習ノートに「販売事業は高圧ガス保安法上、届出不要である。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。」に対する指摘：法第20条の4は、販売所ごとの事前届出を定めている。

イ．元のエ肢「本店で全国分を一括し、開始後20日以内に届け出ればよい。」に対する指摘：販売所ごとの開始20日前までの届出が原則である。

ウ．元のア肢「販売事業は高圧ガス保安法上、届出不要である。」に対する指摘：原則として販売事業の届出が必要である。

エ．元のウ肢「販売先の承諾書をKHKへ出せば届出に代えられる。」に対する指摘：法定届出の代替にはならない。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「販売事業は高圧ガス保安法上、届出不要である。」。原則として販売事業の届出が必要である。正しい整理は「販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q026 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：応用

次の誤答例「10年ごとの更新時にまとめて届け出る。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のア肢「10年ごとの更新時にまとめて届け出る。」に対する指摘：遅滞なく届け出る必要がある。

イ．元のウ肢「必ず新たに製造許可を受ける。」に対する指摘：販売ガス種類の変更届と製造許可は別制度である。

ウ．元のエ肢「遅滞なく都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：法は販売する高圧ガスの種類を変更した場合について、変更後の届出を求めている。

エ．元のイ肢「変更後の届出は不要である。」に対する指摘：販売するガスの種類変更には届出義務がある。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「10年ごとの更新時にまとめて届け出る。」。遅滞なく届け出る必要がある。正しい整理は「遅滞なく都道府県知事に届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q027 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：基礎

設問に対して「通関が終われば高圧ガス保安法上の検査なしで移動できる。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．元のウ肢「販売契約が成立すれば検査前でも移動できる。」に対する指摘：販売契約は輸入検査の代替にならない。
- イ．元のエ肢「容器だけ検査し、ガス自体は確認しない。」に対する指摘：輸入した高圧ガスとその容器が対象となる。
- ウ．元のア肢「輸入検査を受け、技術上の基準に適合すると認められた後でなければ移動できない。」に対する指摘：法第22条は、原則として輸入した高圧ガスとその容器について輸入検査による適合確認後の移動を求めている。
- エ．元のイ肢「通関が終われば高圧ガス保安法上の検査なしで移動できる。」に対する指摘：通関とは別に輸入検査制度がある。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「通関が終われば高圧ガス保安法上の検査なしで移動できる。」。通関とは別に輸入検査制度がある。正しい整理は「輸入検査を受け、技術上の基準に適合すると認められた後でなければ移動できない。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q028 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：標準

「運転免許があれば高圧ガス保安法上の移動基準は適用されない。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．元のウ肢「製造所の外に出れば高圧ガス保安法の対象外となる。」に対する指摘：移動も法の規制対象である。
- イ．元のエ肢「充填容器の積載方法に法的基準はない。」に対する指摘：移動には保安上の基準がある。
- ウ．元のア肢「法令で定める保安上の措置・技術上の基準に従って移動しなければならない。」に対する指摘：法第23条および関係省令は、高圧ガスの移動について積載・移動中の保安措置等を定めている。
- エ．元のイ肢「運転免許があれば高圧ガス保安法上の移動基準は適用されない。」に対する指摘：道路交通法上の免許と高圧ガスの移動基準は別である。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「運転免許があれば高圧ガス保安法上の移動基準は適用されない。」。道路交通法上の免許と高圧ガスの移動基準は別である。正しい整理は「法令で定める保安上の措置・技術上の基準に従って移動しなければならない。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q029 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：応用

誤った結論として「消費は製造でないため届出は一切ない。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のア肢「消費は製造でないため届出は一切ない。」に対する指摘：特定高圧ガスの消費には届出制度がある。

イ．元のエ肢「消費開始後20日を過ぎてから届け出る。」に対する指摘：原則は開始日の20日前までである。

ウ．元のウ肢「事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。」に対する指摘：法第24条の2は、特定高圧ガス消費者に事業所ごとの事前届出を求めている。

エ．元のイ肢「必ず第一種製造者の許可を受ける。」に対する指摘：特定高圧ガス消費者の届出は製造許可とは別制度である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「消費は製造でないため届出は一切ない。」。特定高圧ガスの消費には届出制度がある。正しい整理は「事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q030 総則・製造規制 > 貯蔵・販売・輸入・移動・消費 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「販売方法の安全性は購入者だけが責任を負う。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のウ肢「販売業者等は、法令で定める技術上の基準に従って販売しなければならない。」に対する指摘：法第20条の6は、販売の方法について技術上の基準への適合を求めている。

イ．元のイ肢「販売届出を済ませれば販売方法の技術基準は適用されない。」に対する指摘：届出後も販売方法の技術基準を守る必要がある。

ウ．元のエ肢「購入者が同意すれば技術基準に反する方法でも販売できる。」に対する指摘：当事者の合意で法定基準を免れることはできない。

エ．元のア肢「販売方法の安全性は購入者だけが責任を負う。」に対する指摘：販売業者等自身に販売方法の遵守義務がある。

正答：エ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「販売方法の安全性は購入者だけが責任を負う。」。販売業者等自身に販売方法の遵守義務がある。正しい整理は「販売業者等は、法令で定める技術上の基準に従って販売しなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q031 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：基礎

学習ノートに「販売方法の基準だけ守れば施設基準は不要である。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「販売方法の基準だけ守れば施設基準は不要である。」に対する指摘：製造施設には別途、施設の技術基準が適用される。

イ．元のウ肢「完成検査後は技術基準への適合維持は不要である。」に対する指摘：完成検査後も継続的な維持義務がある。

ウ．元のエ肢「製造施設の位置・構造・設備を法定の技術上の基準に適合するよう維持する。」に対する指摘：法第11条第1項は、許可後も製造施設を法第8条第1号の技術上の基準に適合するよう維持することを求めている。

エ．元のイ肢「施設基準は新設時だけの参考基準である。」に対する指摘：法的な維持義務である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「販売方法の基準だけ守れば施設基準は不要である。」。製造施設には別途、施設の技術基準が適用される。正しい整理は「製造施設の位置・構造・設備を法定の技術上の基準に適合するよう維持する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q032 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：標準

次の誤答例「製造方法は社内規程だけで決まり、法定基準はない。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のエ肢「法定の技術上の基準に従って高圧ガスを製造しなければならない。」に対する指摘：法第11条第2項は、製造方法について法第8条第2号の技術上の基準に従うことを求めている。

イ．元のウ肢「施設が適合していれば製造方法は自由である。」に対する指摘：施設基準とは別に製造方法の基準がある。

ウ．元のア肢「製造方法は社内規程だけで決まり、法定基準はない。」に対する指摘：法定の技術上の基準がある。

エ．元のイ肢「製造方法の基準は第二種製造者だけに適用される。」に対する指摘：第一種製造者にも適用される。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「製造方法は社内規程だけで決まり、法定基準はない。」。法定の技術上の基準がある。正しい整理は「法定の技術上の基準に従って高圧ガスを製造しなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q033 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：標準

設問に対して「販売価格の引下げを命ずる。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元の工肢「必ず会社の解散だけを命ずる。」に対する指摘：法定の是正措置は修理・改造・移転・適正な製造等である。
イ．元のア肢「販売価格の引下げを命ずる。」に対する指摘：技術基準不適合の是正とは関係しない。
ウ．元のウ肢「何も措置できず、自主改善を待つしかない。」に対する指摘：知事には是正命令の権限がある。
エ．元のイ肢「施設の修理・改造・移転や、技術基準に従った製造を命ずることができる。」に対する指摘：法第11条第3項は、技術基準への不適合がある場合の是正命令を定めている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「販売価格の引下げを命ずる。」。技術基準不適合の是正とは関係しない。正しい整理は「施設の修理・改造・移転や、技術基準に従った製造を命ずることができる。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q034 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：基礎

「第二種製造者は必ず第一種と同じ許可を受ける。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のイ肢「届出制であっても、製造施設や製造方法について法定の技術上の基準に適合する必要がある。」に対する指摘：法第12条は第二種製造者にも製造施設・製造方法の技術上の基準を課している。
イ．元のア肢「第二種製造者は必ず第一種と同じ許可を受ける。」に対する指摘：第二種は法定区分に応じ届出制である。
ウ．元の工肢「第二種製造者には保安上の義務が一切ない。」に対する指摘：技術基準や保安教育等の義務がある。
エ．元のウ肢「届出制なので技術上の基準は任意である。」に対する指摘：届出制でも法定基準は義務である。

正答：イ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「第二種製造者は必ず第一種と同じ許可を受ける。」。第二種は法定区分に応じ届出制である。正しい整理は「届出制であっても、製造施設や製造方法について法定の技術上の基準に適合する必要がある。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q035 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：標準

誤った結論として「貯蔵方法は保険会社の規約だけに従えばよい。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のア肢「法令上の例外を除き、経済産業省令で定める技術上の基準に従って貯蔵する。」に対する指摘：法第15条は高圧ガスの貯蔵について技術上の基準への遵守を原則としている。

イ．元のウ肢「容器に入っていれば貯蔵方法は自由である。」に対する指摘：容器での貯蔵にも法令上の保安基準が適用される。

ウ．元のエ肢「貯蔵は製造ではないので法定技術基準はない。」に対する指摘：貯蔵にも技術上の基準がある。

エ．元のイ肢「貯蔵方法は保険会社の規約だけに従えばよい。」に対する指摘：法定技術基準への遵守が必要である。

正答：エ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「貯蔵方法は保険会社の規約だけに従えばよい。」。法定技術基準への遵守が必要である。正しい整理は「法令上の例外を除き、経済産業省令で定める技術上の基準に従って貯蔵する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q036 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：応用

受験者が次のように判断した。「設置許可後は基準適合を維持する義務はない。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のエ肢「所有者だけが対象で、占有者は一切対象外である。」に対する指摘：法は所有者または占有者を義務主体としている。

イ．元のウ肢「帳簿さえあれば設備が基準不適合でもよい。」に対する指摘：設備自体の適合維持が必要である。

ウ．元のイ肢「第一種貯蔵所の位置・構造・設備を技術上の基準に適合するよう維持する。」に対する指摘：法第18条は第一種貯蔵所の所有者または占有者に継続的な基準適合維持を求めている。

エ．元のア肢「設置許可後は基準適合を維持する義務はない。」に対する指摘：許可後も維持義務がある。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「設置許可後は基準適合を維持する義務はない。」。許可後も維持義務がある。正しい整理は「第一種貯蔵所の位置・構造・設備を技術上の基準に適合するよう維持する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q037 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：標準

学習ノートに「第二種貯蔵所には法的な設備基準がない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「第二種貯蔵所には法的な設備基準がない。」に対する指摘：技術上の基準が定められている。

イ．元のウ肢「不適合時は販売届を変更するだけでよい。」に対する指摘：貯蔵所自体の是正が必要となる。

ウ．元のエ肢「届出制なので基準不適合でも行政措置の対象外である。」に対する指摘：第二種貯蔵所にも基準適合義務がある。

エ．元のイ肢「第二種貯蔵所にも技術上の基準があり、不適合時には是正の対象となり得る。」に対する指摘：法第18条は第二種貯蔵所にも基準適合維持義務を課し、必要に応じて修理・改造・移転等の命令を可能としている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「第二種貯蔵所には法的な設備基準がない。」。技術上の基準が定められている。正しい整理は「第二種貯蔵所にも技術上の基準があり、不適合時には是正の対象となり得る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q038 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：基礎

次の誤答例「販売業者が確認すれば消費者側の義務はなくなる。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のウ肢「消費施設を法定の技術上の基準に適合するよう維持し、定められた方法で消費する必要がある。」に対する指摘：法第24条の3は、特定高圧ガスの消費施設と消費方法に技術上の基準を課している。

イ．元のア肢「販売業者が確認すれば消費者側の義務はなくなる。」に対する指摘：消費者自身に法定義務がある。

ウ．元のイ肢「消費施設は必ず第一種製造者の許可を受ける。」に対する指摘：消費制度と製造許可制度は別である。

エ．元のエ肢「消費は最終用途なので施設基準は適用されない。」に対する指摘：特定高圧ガスの消費には施設・方法の基準がある。

正答：イ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「販売業者が確認すれば消費者側の義務はなくなる。」。消費者自身に法定義務がある。正しい整理は「消費施設を法定の技術上の基準に適合するよう維持し、定められた方法で消費する必要がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q039 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：標準

設問に対して「購入者だけに改善命令を出す。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「購入者だけに改善命令を出す。」に対する指摘：販売方法の義務主体は販売業者等である。

イ．元のエ肢「販売方法について知事は一切関与できない。」に対する指摘：知事には基準に従わせる権限がある。

ウ．元のウ肢「技術上の基準に従って販売するよう命ずることができる。」に対する指摘：法第20条の6は、販売方法不適合に対して技術基準に従うよう命ずる制度を定めている。

エ．元のイ肢「必ず容器製造業の許可を取り消す。」に対する指摘：販売方法不適合に対する措置として一律にその処分をする制度ではない。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「購入者だけに改善命令を出す。」。販売方法の義務主体は販売業者等である。正しい整理は「技術上の基準に従って販売するよう命ずることができる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q040 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：応用

「製造方法が適切なら施設の基準は不要である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「施設の位置・構造・設備の基準と、製造方法の基準の双方を満たす必要がある。」に対する指摘：法第8条・第11条は、施設というハード面と製造方法という運用面の双方について基準適合を求めている。

イ．元のウ肢「施設が適合すれば製造方法の基準は不要である。」に対する指摘：製造方法にも独立した基準がある。

ウ．元のア肢「製造方法が適切なら施設の基準は不要である。」に対する指摘：施設基準も満たす必要がある。

エ．元のエ肢「施設基準は販売業者だけに適用される。」に対する指摘：第一種製造者の製造施設に適用される。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「製造方法が適切なら施設の基準は不要である。」。施設基準も満たす必要がある。正しい整理は「施設の位置・構造・設備の基準と、製造方法の基準の双方を満たす必要がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q041 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：基礎

誤った結論として「正しい。販売しなければ維持義務はない。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

- ア．元のウ肢「正しい。完成検査は永久の適合認定である。」に対する指摘：完成検査後も維持義務は継続する。
- イ．元のエ肢「誤りだが、維持義務は容器だけに適用される。」に対する指摘：製造施設の位置・構造・設備に維持義務がある。
- ウ．元のア肢「誤り。完成検査後も第一種製造者には施設を技術上の基準に適合するよう維持する義務がある。」に対する指摘：完成検査は使用開始前等の適合確認であり、法第11条の継続的な維持義務をなくすものではない。
- エ．元のイ肢「正しい。販売しなければ維持義務はない。」に対する指摘：製造施設の維持義務は販売の有無で消滅しない。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「正しい。販売しなければ維持義務はない。」。製造施設の維持義務は販売の有無で消滅しない。正しい整理は「誤り。完成検査後も第一種製造者には施設を技術上の基準に適合するよう維持する義務がある。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q042 施設・変更・検査 > 技術上の基準・維持義務 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「高圧ガス保安法を廃止して民間ルールだけを定める。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。
ア．元のイ肢「乙種化学試験の合格点だけを定める。」に対する指摘：資格試験の合格点だけを定める規則ではない。
イ．元のウ肢「高圧ガスの税率だけを定める。」に対する指摘：技術基準・手続等を定める規則である。
ウ．元のエ肢「高圧ガス保安法の委任に基づき、製造・貯蔵・販売・移動等の具体的な技術基準や手続を定める。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則は高圧ガス保安法に基づく経済産業省令として、具体的な保安基準・手続を定める。
エ．元のア肢「高圧ガス保安法を廃止して民間ルールだけを定める。」に対する指摘：法に基づく省令であり、法を廃止するものではない。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「高圧ガス保安法を廃止して民間ルールだけを定める。」。法に基づく省令であり、法を廃止するものではない。正しい整理は「高圧ガス保安法の委任に基づき、製造・貯蔵・販売・移動等の具体的な技術基準や手続を定める。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q043 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：基礎

学習ノートに「すべての変更を自由に行える。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「販売所の変更届で代替できる。」に対する指摘：製造施設の変更許可とは別制度である。
イ．元のエ肢「工事完成後に報告すれば内容にかかわらず許可不要である。」に対する指摘：軽微変更以外は原則として事前許可が必要である。
ウ．元のア肢「都道府県知事の変更許可を受ける。ただし省令で定める軽微な変更工事は除かれる。」に対する指摘：法第14条第1項は、第一種製造者の施設変更を原則許可制とし、軽微変更工事を例外としている。
エ．元のイ肢「すべての変更を自由に行える。」に対する指摘：軽微変更等を除き変更許可が必要である。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「すべての変更を自由に行える。」。軽微変更等を除き変更許可が必要である。正しい整理は「都道府県知事の変更許可を受ける。ただし省令で定める軽微な変更工事は除かれる。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q044 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：標準

次の誤答例「軽微変更なら届出も一切不要である。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
ア．元のウ肢「工事前に国会へ届け出る。」に対する指摘：そのような手続ではない。
イ．元のエ肢「工事完成後、遅滞なく都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：法第14条は軽微変更工事について変更許可の例外とする一方、完成後の届出を求めている。
ウ．元のア肢「軽微変更なら届出も一切不要である。」に対する指摘：完成後の届出が必要である。
エ．元のイ肢「軽微変更でも必ず通常の変更許可を受ける。」に対する指摘：省令で定める軽微変更は変更許可の例外である。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「軽微変更なら届出も一切不要である。」。完成後の届出が必要である。正しい整理は「工事完成後、遅滞なく都道府県知事に届け出る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q045 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：標準

設問に対して「製造方法の変更は届出対象外である。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のア肢「製造方法の変更は届出対象外である。」に対する指摘：製造方法の変更も対象となる。
イ．元のウ肢「あらかじめ都道府県知事に届け出る。ただし省令で定める軽微な変更工事は除かれる。」に対する指摘：法第14条は第二種製造者の変更を原則として事前届出制としている。
ウ．元のイ肢「第一種製造者と同様にすべて変更許可が必要である。」に対する指摘：第二種製造者は原則として変更届出である。
エ．元のエ肢「変更後10年以内に任意報告すればよい。」に対する指摘：原則としてあらかじめ届け出る。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「製造方法の変更は届出対象外である。」。製造方法の変更も対象となる。正しい整理は「あらかじめ都道府県知事に届け出る。ただし省令で定める軽微な変更工事は除かれる。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q046 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：基礎

「販売業者の承認だけでよい。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「第二種製造者の変更届で代替できる。」に対する指摘：貯蔵所の変更は独立した制度である。
イ．元のア肢「販売業者の承認だけでよい。」に対する指摘：法上の許可権者は都道府県知事である。
ウ．元のイ肢「原則として都道府県知事の許可が必要で、軽微変更工事は例外がある。」に対する指摘：法第19条は第一種貯蔵所の変更を原則許可制としている。
エ．元のエ肢「設置許可後はどのような変更も自由にできる。」に対する指摘：変更にも原則許可が必要である。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「販売業者の承認だけでよい。」。法上の許可権者は都道府県知事である。正しい整理は「原則として都道府県知事の許可が必要で、軽微変更工事は例外がある。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q047 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：標準

誤った結論として「工事業者が完成を宣言した直後。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。
ア．元の工肢「製造許可を受けた時点で、工事未完成でも使用できる。」に対する指摘：完成後の検査・適合確認が必要である。
イ．元のウ肢「保安教育計画を作った時点。」に対する指摘：保安教育計画は完成検査の代替ではない。
ウ．元のア肢「工事業者が完成を宣言した直後。」に対する指摘：法定の完成検査が必要である。
エ．元のイ肢「完成検査を受け、技術上の基準に適合すると認められた後。」に対する指摘：法第20条は、原則として完成検査による基準適合確認後でなければ対象施設を使用できないとしている。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「工事業者が完成を宣言した直後。」。法定の完成検査が必要である。正しい整理は「完成検査を受け、技術上の基準に適合すると認められた後。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q048 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：応用

受験者が次のように判断した。「第二種貯蔵所の届出をすれば完成検査を省略できる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。
ア．元のイ肢「設置工事完成后、原則として完成検査で技術上の基準への適合が認められた後でなければ使用できない。」に対する指摘：法第20条は第一種製造施設だけでなく第一種貯蔵所にも完成検査制度を設けている。
イ．元のア肢「第二種貯蔵所の届出をすれば完成検査を省略できる。」に対する指摘：別区分の届出で代替できない。
ウ．元のウ肢「販売業者の目視確認だけで使用できる。」に対する指摘：法定完成検査の代替にはならない。
エ．元の工肢「第一種貯蔵所には完成検査制度はない。」に対する指摘：第一種貯蔵所も対象である。

正答：イ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「第二種貯蔵所の届出をすれば完成検査を省略できる。」。別区分の届出で代替できない。正しい整理は「設置工事完成后、原則として完成検査で技術上の基準への適合が認められた後でなければ使用できない。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q049 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：標準

学習ノートに「KHKの検査を受ければ知事への届出も常に不要である。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．元のイ肢「KHKの検査を受ければ知事への届出も常に不要である。」に対する指摘：法定の届出等の要件がある。
- イ．元のア肢「法令上の要件を満たして適合が認められ、所定の届出をした場合、都道府県知事による完成検査の原則の例外となり得る。」に対する指摘：法第20条はKHKまたは指定完成検査機関による検査と所定の届出を組み合わせた仕組みを認めている。
- ウ．元のエ肢「指定完成検査機関の検査結果は法上意味を持たない。」に対する指摘：要件を満たせば法定制度上の効力を持つ。
- エ．元のウ肢「KHKは完成検査を行えない。」に対する指摘：法はKHKによる完成検査の仕組みを認めている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「KHKの検査を受ければ知事への届出も常に不要である。」。法定の届出等の要件がある。正しい整理は「法令上の要件を満たして適合が認められ、所定の届出をした場合、都道府県知事による完成検査の原則の例外となり得る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q050 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：基礎

- 次の誤答例「変更許可を得た瞬間に未施工部分も使用できる。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
- ア．元のウ肢「完成検査の有無は従業員の多数決で決める。」に対する指摘：法令により対象・方法が定められる。
 - イ．元のア肢「変更許可を得た瞬間に未施工部分も使用できる。」に対する指摘：工事完成と必要な検査の段階がある。
 - ウ．元のイ肢「法令で完成検査の対象となる変更工事では、適合確認を受けてから対象部分を使用する。」に対する指摘：法第20条は、変更許可に係る一定の工事についても完成検査を規定している。
 - エ．元のエ肢「変更工事は新設ではないので完成検査の対象にならない。」に対する指摘：変更許可に係る工事にも完成検査の規定がある。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「変更許可を得た瞬間に未施工部分も使用できる。」。工事完成と必要な検査の段階がある。正しい整理は「法令で完成検査の対象となる変更工事では、適合確認を受けてから対象部分を使用する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q051 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：応用
設問に対して「会社の売上高と利益率。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のア肢「会社の売上高と利益率。」に対する指摘：施設の技術基準適合性とは無関係である。
イ．元のエ肢「広告宣伝の表現内容。」に対する指摘：完成検査の直接の確認対象ではない。
ウ．元のイ肢「従業員全員の国家試験得点。」に対する指摘：完成検査の対象ではない。
エ．元のウ肢「製造施設や第一種貯蔵所が、それぞれ法定の技術上の基準に適合しているかどうか。」に対する指摘：完成検査は、工事完成後の施設について技術上の基準への適合性を確認する制度である。

正答：ア
ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「会社の売上高と利益率。」。施設の技術基準適合性とは無関係である。正しい整理は「製造施設や第一種貯蔵所が、それぞれ法定の技術上の基準に適合しているかどうか。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q052 施設・変更・検査 > 変更許可・届出・完成検査 | 難易度：標準
「両者は名称だけ異なり、時点も対象も完全に同じである。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のエ肢「完成検査は新設・一定の変更工事後の使用開始前等の適合確認、保安検査は供用中の特定施設の定期的な適合確認である。」に対する指摘：法第20条と第35条は、目的と実施時点の異なる検査制度である。
イ．元のイ肢「完成検査は販売価格を、保安検査は受験資格を確認する。」に対する指摘：いずれも施設保安に関する検査である。
ウ．元のウ肢「保安検査は工事完成前だけに行う。」に対する指摘：保安検査は供用中の特定施設を定期的に確認する制度である。
エ．元のア肢「両者は名称だけ異なり、時点も対象も完全に同じである。」に対する指摘：制度目的・実施時点が異なる。

正答：エ
ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「両者は名称だけ異なり、時点も対象も完全に同じである。」。制度目的・実施時点が異なる。正しい整理は「完成検査は新設・一定の変更工事後の使用開始前等の適合確認、保安検査は供用中の特定施設の定期的な適合確認である。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q053 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：基礎

誤った結論として「事務用品を毎月検査する制度である。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。
ア．元の工肢「一度完成検査を受ければ保安検査は永久に不要である。」に対する指摘：供用中の特定施設には定期の保安検査がある。
イ．元のア肢「災害のおそれがあるものとして省令で定める特定施設について、定期に保安検査を受ける。」に対する指摘：法第35条は、第一種製造者の特定施設について定期的な保安検査を求めている。
ウ．元のイ肢「事務用品を毎月検査する制度である。」に対する指摘：対象は省令で定める製造のための特定施設である。
エ．元のウ肢「第二種貯蔵所の帳簿だけを検査する制度である。」に対する指摘：法第35条の中心対象は第一種製造者の特定施設である。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「事務用品を毎月検査する制度である。」。対象は省令で定める製造のための特定施設である。正しい整理は「災害のおそれがあるものとして省令で定める特定施設について、定期に保安検査を受ける。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q054 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「販売契約の利益率。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。
ア．元のイ肢「国家試験問題の難易度。」に対する指摘：施設保安とは無関係である。
イ．元の工肢「特定施設が法定の技術上の基準に適合しているかどうか。」に対する指摘：保安検査は、供用中の特定施設について技術上の基準への適合性を確認する制度である。
ウ．元のア肢「販売契約の利益率。」に対する指摘：施設の技術基準適合性とは関係しない。
エ．元のウ肢「従業員の給与水準。」に対する指摘：保安検査の確認対象ではない。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答である工肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「販売契約の利益率。」。施設の技術基準適合性とは関係しない。正しい整理は「特定施設が法定の技術上の基準に適合しているかどうか。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q055 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：標準

学習ノートに「指定保安検査機関は法上認められていない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「指定保安検査機関は法上認められていない。」に対する指摘：法は指定保安検査機関を規定している。

イ．元のエ肢「KHKの検査を受ければ知事への届出は常に不要である。」に対する指摘：所定の届出等の要件がある。

ウ．元のイ肢「法令上の要件を満たして検査を受け、所定の届出をした場合、都道府県知事による保安検査の原則の例外となり得る。」に対する指摘：法第35条はKHK・指定保安検査機関による検査と届出を組み合わせた制度を認めている。

エ．元のウ肢「保安検査は必ず事業者自身だけで行う。」に対する指摘：知事、KHK、指定保安検査機関等による制度がある。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「指定保安検査機関は法上認められていない。」。法は指定保安検査機関を規定している。正しい整理は「法令上の要件を満たして検査を受け、所定の届出をした場合、都道府県知事による保安検査の原則の例外となり得る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q056 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：応用

次の誤答例「外観写真を1枚撮れば設備状態に関係なく常に十分である。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のウ肢「設備の損傷・変形・異常の状態や、機能・作動状況を十分に確認できる方法で検査する。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則は、設備状態と機能を十分に確認できる検査方法を求めている。

イ．元のイ肢「検査方法に法令上の基準はない。」に対する指摘：省令等に検査方法が定められている。

ウ．元のア肢「外観写真を1枚撮れば設備状態に関係なく常に十分である。」に対する指摘：設備の状態・機能を十分確認できる方法が必要である。

エ．元のエ肢「会計帳簿だけ確認すれば設備検査は不要である。」に対する指摘：保安検査は設備の状態・機能等を確認する。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「外観写真を1枚撮れば設備状態に関係なく常に十分である。」。設備の状態・機能を十分確認できる方法が必要である。正しい整理は「設備の損傷・変形・異常の状態や、機能・作動状況を十分に確認できる方法で検査する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q057 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：基礎

設問に対して「販売価格だけを自主検査する制度である。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のイ肢「販売価格だけを自主検査する制度である。」に対する指摘：施設の保安に関する自主検査である。
イ．元のア肢「第一種製造者のほか、法定条件に該当する第二種製造者や特定高圧ガス消費者も対象となり得る。」に対する指摘：法第35条の2は、第一種製造者に加え一定の第二種製造者・特定高圧ガス消費者も対象としている。
ウ．元のエ肢「自主検査なので記録は一切不要である。」に対する指摘：検査記録の作成・保存が必要である。
エ．元のウ肢「対象は第一種製造者だけである。」に対する指摘：一定の第二種製造者等も対象となる。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「販売価格だけを自主検査する制度である。」。施設の保安に関する自主検査である。正しい整理は「第一種製造者のほか、法定条件に該当する第二種製造者や特定高圧ガス消費者も対象となり得る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q058 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：標準

「製造開始時の1回だけでよい。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のエ肢「原則として1年に1回以上。ただし法令で別期間が定められる設備等にはその期間が適用される。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第83条は原則1年に1回以上とし、一定設備等に別期間を認めている。
イ．元のア肢「製造開始時の1回だけでよい。」に対する指摘：定期的な自主検査が必要である。
ウ．元のウ肢「毎日必ず都道府県知事が行う。」に対する指摘：定期自主検査は事業者側が行う制度で、原則頻度も毎日ではない。
エ．元のイ肢「10年に1回だけでよい。」に対する指摘：原則頻度は1年に1回以上である。

正答：イ

ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「製造開始時の1回だけでよい。」。定期的な自主検査が必要である。正しい整理は「原則として1年に1回以上。ただし法令で別期間が定められる設備等にはその期間が適用される。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q059 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：応用

誤った結論として「不適合があった場合だけ記録すればよい。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「自主検査なので口頭確認だけでよく、記録は不要である。」に対する指摘：記録作成・保存が法定義務である。

イ．元のイ肢「検査を行った者は、法令に基づき検査記録を作成し保存する。」に対する指摘：法第35条の2は定期自主検査の実施だけでなく、検査記録の作成・保存を義務づけている。

ウ．元のエ肢「検査記録は事業者が保存してはならない。」に対する指摘：事業者側に保存義務がある。

エ．元のア肢「不適合があった場合だけ記録すればよい。」に対する指摘：自主検査の記録を作成・保存する必要がある。

Q060 施設・変更・検査 > 保安検査・定期自主検査 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「検査方法・結果の記録」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のウ肢「ガス設備の状態確認全般」に対する指摘：設備の基準適合確認は定期自主検査の中心である。

イ．元のイ肢「検査年月日の記録」に対する指摘：検査年月日は検査記録事項に含まれる。

ウ．元のア肢「検査方法・結果の記録」に対する指摘：検査方法・結果も記録事項に含まれる。

エ．元のエ肢「耐圧試験に係る基準」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第83条は、定期自主検査で確認する基準から耐圧試験に係るものを除いている。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「不適合があった場合だけ記録すればよい。」。自主検査の記録を作成・保存する必要がある。正しい整理は「検査を行った者は、法令に基づき検査記録を作成し保存する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「検査方法・結果の記録」。検査方法・結果も記録事項に含まれる。正しい整理は「耐圧試験に係る基準」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q061 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：基礎

学習ノートに「販売価格だけを決定する。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。
ア．元の工肢「高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。」に対する指摘：法第32条第1項は、保安統括者が高圧ガスの製造に係る保安業務を統括管理すると定めている。
イ．元のイ肢「容器の所有権移転だけを管理する。」に対する指摘：製造保安業務の統括管理が職務である。
ウ．元のウ肢「国家試験問題だけを作成する。」に対する指摘：法定職務ではない。
エ．元のア肢「販売価格だけを決定する。」に対する指摘：保安統括者の法定職務ではない。

正答：エ

ア：これは元の正答である工肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「販売価格だけを決定する。」。保安統括者の法定職務ではない。正しい整理は「高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q062 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：標準

次の誤答例「会社の財務・税務だけを管理する。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
ア．元のイ肢「保安統括者を解任することだけが職務である。」に対する指摘：解任権限が法定職務の中心ではない。
イ．元の工肢「販売先の選定だけを行う。」に対する指摘：製造保安の技術管理が職務である。
ウ．元のウ肢「保安統括者を補佐し、高圧ガスの製造に係る保安上の技術的事項を管理する。」に対する指摘：法第32条第2項は、保安技術管理者を保安統括者の技術面の補佐役として位置づけている。
エ．元のア肢「会社の財務・税務だけを管理する。」に対する指摘：製造保安の技術的事項が職務である。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「会社の財務・税務だけを管理する。」。製造保安の技術的事項が職務である。正しい整理は「保安統括者を補佐し、高圧ガスの製造に係る保安上の技術的事項を管理する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q063 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：標準

設問に対して「必ず外部の弁護士を充てる。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「当該事業所において、その事業の実施を統括管理する者を充てる。」に対する指摘：法第27条の2は、保安統括者について当該事業所の事業の実施を統括管理する者を充てることとしている。
イ．元のイ肢「必ず都道府県職員を兼務させる。」に対する指摘：そのような要件はない。
ウ．元のア肢「必ず外部の弁護士を充てる。」に対する指摘：外部弁護士であることは法定要件ではない。
エ．元のエ肢「事業所と無関係な者を抽選で選ぶ。」に対する指摘：事業所の事業実施を統括管理する者である必要がある。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「必ず外部の弁護士を充てる。」。外部弁護士であることは法定要件ではない。正しい整理は「当該事業所において、その事業の実施を統括管理する者を充てる。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q064 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：基礎

「免状も製造経験も一切不要である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「会社株式を一定割合保有していれば自動的に選任できる。」に対する指摘：株式保有率は法定要件ではない。
イ．元のイ肢「原則として、所定の製造保安責任者免状を有し、法令で定める高圧ガス製造経験を有する者から選任する。」に対する指摘：法第27条の2と一般高圧ガス保安規則は、保安技術管理者の選任について所定の免状と製造経験を要件としている。
ウ．元のア肢「免状も製造経験も一切不要である。」に対する指摘：原則として所定の免状・経験要件がある。
エ．元のエ肢「販売主任者免状さえあれば製造経験は一切不要である。」に対する指摘：所定の製造保安責任者免状・経験が基準となる。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「免状も製造経験も一切不要である。」。原則として所定の免状・経験要件がある。正しい整理は「原則として、所定の製造保安責任者免状を有し、法令で定める高圧ガス製造経験を有する者から選任する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q065 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：標準

誤った結論として「保安教育を1回行えば必ず選任不要となる。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

- ア．元のイ肢「事業所が赤字なら選任不要となる。」に対する指摘：経営収支は選任不要要件ではない。
- イ．元のウ肢「保安統括者が所定の免状・経験要件を満たす場合など、法令で定める例外がある。」に対する指摘：法第27条の2および一般高圧ガス保安規則には、一定の条件下で保安技術管理者を別に選任しなくてもよい場合が定められている。
- ウ．元のエ肢「第一種製造者なら無条件で選任不要である。」に対する指摘：原則と例外を区別する必要がある。
- エ．元のア肢「保安教育を1回行えば必ず選任不要となる。」に対する指摘：保安教育だけを理由とする一般的な免除ではない。

正答：エ

- ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
- 総合解説：提示された誤答例は「保安教育を1回行えば必ず選任不要となる。」。保安教育だけを理由とする一般的な免除ではない。正しい整理は「保安統括者が所定の免状・経験要件を満たす場合など、法令で定める例外がある。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q066 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：応用

受験者が次のように判断した。「職務不能になった後に誰でも自由に代行させればよい。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

- ア．元のア肢「職務不能になった後に誰でも自由に代行させればよい。」に対する指摘：法令に従い、あらかじめ代理者を選任する。
- イ．元のエ肢「あらかじめ代理者を選任し、必要時に職務を代行させる。」に対する指摘：法第33条は、保安統括者等について代理者をあらかじめ選任し、本人が職務を行えない場合に代行させる制度を定めている。
- ウ．元のイ肢「代理者制度は販売主任者だけに存在する。」に対する指摘：保安統括者等にも代理者制度がある。
- エ．元のウ肢「職務不能時は保安管理を停止してよい。」に対する指摘：代理者に職務を代行させる制度がある。

正答：ア

- ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
- 総合解説：提示された誤答例は「職務不能になった後に誰でも自由に代行させればよい。」。法令に従い、あらかじめ代理者を選任する。正しい整理は「あらかじめ代理者を選任し、必要時に職務を代行させる。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q067 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：標準

学習ノートに「事業者側の保安担当者には職務上の義務がない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元の工肢「法定の保安担当者は誠実にその職務を行わなければならない。」に対する指摘：法第32条第9項は、保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員等に誠実な職務遂行を求めている。

イ．元のウ肢「保安担当者は技術基準を無視できる。」に対する指摘：法令・危害予防規程の実施を確保する立場である。

ウ．元のア肢「事業者側の保安担当者には職務上の義務がない。」に対する指摘：法に基づく職務義務がある。

エ．元のイ肢「利益が出ない場合は法定職務を省略できる。」に対する指摘：法定職務を誠実に行う義務がある。

正答：ウ

ア：これは元の正答である工肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「事業者側の保安担当者には職務上の義務がない。」。法に基づく職務義務がある。正しい整理は「法定の保安担当者は誠実にその職務を行わなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q068 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：基礎

次の誤答例「保安担当者は従事者に保安上の指示を一切できない。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のア肢「保安担当者は従事者に保安上の指示を一切できない。」に対する指摘：法は保安上の指示の実効性を確保している。

イ．元のイ肢「指示に従うかは販売先が決める。」に対する指摘：事業所内の保安管理の問題である。

ウ．元のウ肢「従事者は、法令や危害予防規程の実施確保のために保安担当者がする指示に従わなければならない。」に対する指摘：法第32条第10項は、従事者に保安担当者が法令等の実施確保のために行う指示への従属義務を定めている。

エ．元の工肢「従事者は保安担当者の指示を常に無視できる。」に対する指摘：法令等の実施確保のための指示には従う必要がある。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「保安担当者は従事者に保安上の指示を一切できない。」。法は保安上の指示の実効性を確保している。正しい整理は「従事者は、法令や危害予防規程の実施確保のために保安担当者がする指示に従わなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q069 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：応用

設問に対して「会社の売上が減少しただけの場合。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元の工肢「事業所が広告を出していない場合。」に対する指摘：広告の有無は法第34条の要件ではない。
イ．元のウ肢「法令違反があった場合や、職務を行わせることが公共安全・災害防止に支障を及ぼすおそれがある場合。」に対する指摘：法第34条は、法令違反や保安上の支障がある場合の解任命令を規定している。
ウ．元のイ肢「本人が国家試験で高得点だった場合。」に対する指摘：高得点は解任理由ではない。
エ．元のア肢「会社の売上が減少しただけの場合。」に対する指摘：売上減少だけは法定の解任理由ではない。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「会社の売上が減少しただけの場合。」。売上減少だけは法定の解任理由ではない。正しい整理は「法令違反があった場合や、職務を行わせることが公共安全・災害防止に支障を及ぼすおそれがある場合。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q070 保安管理体制 > 保安統括者・保安技術管理者 | 難易度：標準

「保安技術管理者が会社経営全般を統括し、保安統括者が技術だけを補佐する。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「両者とも販売契約だけを管理する。」に対する指摘：両者は製造保安に関する役職である。
イ．元のア肢「保安技術管理者が会社経営全般を統括し、保安統括者が技術だけを補佐する。」に対する指摘：役割が逆である。
ウ．元の工肢「保安統括者が保安業務を統括し、保安技術管理者がそれを補佐して技術的事項を管理する。」に対する指摘：法第32条第1項・第2項は両者の役割を明確に分けている。
エ．元のイ肢「両者は同一名称の役職で、法上の区別はない。」に対する指摘：法上、別の役職・職務として規定されている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは元の正答である工肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「保安技術管理者が会社経営全般を統括し、保安統括者が技術だけを補佐する。」。役割が逆である。正しい整理は「保安統括者が保安業務を統括し、保安技術管理者がそれを補佐して技術的事項を管理する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q071 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：基礎

誤った結論として「税務申告だけを行う。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「会社の広報活動だけを担当する。」に対する指摘：保安係員の法定職務ではない。

イ．元のア肢「税務申告だけを行う。」に対する指摘：保安係員の法定職務とは無関係である。

ウ．元のイ肢「高圧ガスの販売価格だけを定める。」に対する指摘：製造保安の技術管理が職務である。

エ．元のエ肢「製造施設の維持、製造方法の監視など、製造に係る保安上の技術的事項を管理する。」に対する指摘：法第32条第3項は、保安係員に製造施設の維持・製造方法の監視その他の技術的事項の管理を求めている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「税務申告だけを行う。」。保安係員の法定職務とは無関係である。正しい整理は「製造施設の維持、製造方法の監視など、製造に係る保安上の技術的事項を管理する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q072 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「都道府県知事を補佐して製造許可を発行する。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のア肢「都道府県知事を補佐して製造許可を発行する。」に対する指摘：行政の許可発行は職務ではない。

イ．元のエ肢「販売主任者だけを指揮する。」に対する指摘：法定職務は保安係員の指揮である。

ウ．元のウ肢「保安技術管理者等を補佐し、保安係員を指揮する。」に対する指摘：法第32条第4項は、保安主任者を技術管理側の補佐役かつ保安係員の指揮者として位置づけている。

エ．元のイ肢「会社の会計監査だけを行う。」に対する指摘：製造保安に関する職務である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「都道府県知事を補佐して製造許可を発行する。」。行政の許可発行は職務ではない。正しい整理は「保安技術管理者等を補佐し、保安係員を指揮する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q073 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：標準

学習ノートに「国家試験の採点だけを行う。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「国家試験の採点だけを行う。」に対する指摘：試験採点は職務ではない。

イ．元のイ肢「製造設備のバルブ操作だけを行う。」に対する指摘：企画・保安方針面の職務が中心である。

ウ．元のウ肢「危害予防規程の立案・整備や保安教育計画の立案・推進等について、保安統括者を補佐する。」に対する指摘：法第32条第5項および一般高圧ガス保安規則第77条は、保安企画推進員の企画・基本方針面の職務を定めている。

エ．元のエ肢「販売価格の決定だけを行う。」に対する指摘：販売価格は法定職務ではない。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「国家試験の採点だけを行う。」。試験採点は職務ではない。正しい整理は「危害予防規程の立案・整備や保安教育計画の立案・推進等について、保安統括者を補佐する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q074 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：基礎

次の誤答例「個人消費者は使用量に関係なく必ず両者を置く。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のイ肢「法令で定める一定規模等の第一種製造者について、保安主任者・保安企画推進員を置く制度がある。」に対する指摘：法第27条の3は、法令で定める第一種製造者に対して保安主任者・保安企画推進員の選任を求めている。

イ．元のエ肢「すべての第二種貯蔵所に無条件で両者を置く。」に対する指摘：法第27条の3の制度とは異なる。

ウ．元のウ肢「すべての販売所に両者を必ず置く。」に対する指摘：販売主任者制度とは別である。

エ．元のア肢「個人消費者は使用量に関係なく必ず両者を置く。」に対する指摘：第一種製造者の保安組織制度である。

正答：エ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「個人消費者は使用量に関係なく必ず両者を置く。」。第一種製造者の保安組織制度である。正しい整理は「法令で定める一定規模等の第一種製造者について、保安主任者・保安企画推進員を置く制度がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q075 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：標準

設問に対して「免状・経験は不要で、事業所の最年長者を選ぶ。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．元のイ肢「株主であれば経験がなくても選任できる。」に対する指摘：株主資格は法定要件ではない。
- イ．元のア肢「免状・経験は不要で、事業所の最年長者を選ぶ。」に対する指摘：所定の免状・経験要件がある。
- ウ．元のウ肢「販売主任者免状だけが唯一の要件である。」に対する指摘：製造保安責任者免状等が基準となる。
- エ．元のエ肢「所定の製造保安責任者免状を有し、法令で定める高圧ガス製造経験を有する者から選任する。」に対する指摘：法第27条の3および一般高圧ガス保安規則第69条は、保安主任者に所定の免状・製造経験を求めている。

正答：イ

- ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
- 総合解説：提示された誤答例は「免状・経験は不要で、事業所の最年長者を選ぶ。」。所定の免状・経験要件がある。正しい整理は「所定の製造保安責任者免状を有し、法令で定める高圧ガス製造経験を有する者から選任する。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q076 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：応用

「保安主任者は販売主任者免状だけで選任する。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．元のア肢「保安主任者は販売主任者免状だけで選任する。」に対する指摘：製造保安責任者免状等が選任要件となる。
- イ．元のウ肢「免状があれば製造経験は一切不要である。」に対する指摘：所定の製造経験要件も確認する必要がある。
- ウ．元のイ肢「法令で定める製造経験等の条件を満たせば、保安主任者に選任できる場合がある。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則は、乙種化学責任者免状を含む所定の免状と製造経験を組み合わせた選任要件を定めている。
- エ．元のエ肢「乙種化学責任者免状では絶対に保安主任者になれない。」に対する指摘：条件を満たせば選任できる場合がある。

正答：ア

- ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
- 総合解説：提示された誤答例は「保安主任者は販売主任者免状だけで選任する。」。製造保安責任者免状等が選任要件となる。正しい整理は「法令で定める製造経験等の条件を満たせば、保安主任者に選任できる場合がある。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q077 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：標準

誤った結論として「保安に関する経験は一切考慮されない。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

- ア．元のア肢「保安に関する経験は一切考慮されない。」に対する指摘：所定の知識・経験が必要である。
- イ．元のウ肢「高圧ガス製造の保安に関する法令で定める知識・経験を有する者から選任する。」に対する指摘：法第27条の3および一般高圧ガス保安規則第70条は、保安企画推進員に知識・経験要件を設けている。
- ウ．元のイ肢「年齢だけで自動的に決まる。」に対する指摘：年齢だけで決まる制度ではない。
- エ．元のエ肢「都道府県知事が事業所外から必ず派遣する。」に対する指摘：事業者が法定要件を満たす者を選任する。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「保安に関する経験は一切考慮されない。」。所定の知識・経験が必要である。正しい整理は「高圧ガス製造の保安に関する法令で定める知識・経験を有する者から選任する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q078 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「従業員本人が希望した場合だけ選任する。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

- ア．元のア肢「従業員本人が希望した場合だけ選任する。」に対する指摘：法令上の義務に基づく選任である。
- イ．元のイ肢「販売所ごとにだけ選任し、製造施設とは無関係である。」に対する指摘：製造施設が選任単位の基礎となる。
- ウ．元のウ肢「製造施設の区分を基本として選任し、系列や交替制などに応じて必要な選任を行う。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第66条は、製造施設区分を基本とし、設備系列や交替制にも配慮した選任を定めている。
- エ．元のエ肢「会社全体で1人いれば施設区分や交替制を問わず必ず足りる。」に対する指摘：施設区分・系列・交替制に応じた選任が必要となる場合がある。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「従業員本人が希望した場合だけ選任する。」。法令上の義務に基づく選任である。正しい整理は「製造施設の区分を基本として選任し、系列や交替制などに応じて必要な選任を行う。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q079 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：応用

学習ノートに「選任後は一切の講習制度がない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。
ア．元のエ肢「法令で定める対象者には、高圧ガスによる災害防止に関する所定の講習を受けさせる制度がある。」に対する指摘：法および一般高圧ガス保安規則第68条は、保安係員等に対する災害防止に関する講習制度を定めている。
イ．元のア肢「選任後は一切の講習制度がない。」に対する指摘：法定講習制度がある。
ウ．元のイ肢「受講は事業者の保安体制と無関係である。」に対する指摘：法令上、対象者に講習を受けさせる仕組みがある。
エ．元のウ肢「講習は販売価格の決め方だけを学ぶ。」に対する指摘：高圧ガスによる災害防止に関する講習である。

正答：イ

ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「選任後は一切の講習制度がない。」。法定講習制度がある。正しい整理は「法令で定める対象者には、高圧ガスによる災害防止に関する所定の講習を受けさせる制度がある。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q080 保安管理体制 > 保安企画推進員・保安主任者・保安係員 | 難易度：標準

次の誤答例「定期自主検査は記録不要なので監督も不要である。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
ア．元のイ肢「保安係員は定期自主検査に関与してはならない。」に対する指摘：定期自主検査の実施監督は職務の一つである。
イ．元のア肢「定期自主検査は記録不要なので監督も不要である。」に対する指摘：検査・記録・監督が保安管理に組み込まれている。
ウ．元のエ肢「法令で定める対象事業者では、選任した保安係員が定期自主検査の実施を監督する。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則は、保安係員の職務として定期自主検査の実施監督を定めている。
エ．元のウ肢「定期自主検査は販売主任者だけが監督する。」に対する指摘：製造側では保安係員の監督が規定されている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「定期自主検査は記録不要なので監督も不要である。」。検査・記録・監督が保安管理に組み込まれている。正しい整理は「法令で定める対象事業者では、選任した保安係員が定期自主検査の実施を監督する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q081 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：基礎

設問に対して「販売価格だけを定める規程である。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「口頭で決めればよく届出制度はない。」に対する指摘：規程を作成し届出する制度である。

イ．元のイ肢「法令で定める事項を含む危害予防規程を定め、所定の方法で都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：法第26条および一般高圧ガス保安規則第63条は、第一種製造者に危害予防規程の作成・届出を求めている。

ウ．元のア肢「販売価格だけを定める規程である。」に対する指摘：製造保安・災害防止に関する事項を定める。

エ．元のエ肢「危害予防規程は第二種製造者だけが作成する。」に対する指摘：第一種製造者に危害予防規程の義務がある。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「販売価格だけを定める規程である。」。製造保安・災害防止に関する事項を定める。正しい整理は「法令で定める事項を含む危害予防規程を定め、所定の方法で都道府県知事に届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q082 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：標準

「一度届け出れば、その後の変更は一切届出不要である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のエ肢「販売先の承諾だけで足りる。」に対する指摘：行政上の届出手続とは別である。

イ．元のイ肢「一度届け出れば、その後の変更は一切届出不要である。」に対する指摘：変更時にも所定の届出が必要である。

ウ．元のウ肢「危害予防規程は一度作成したら変更禁止である。」に対する指摘：必要に応じ変更できるが手続を要する。

エ．元のア肢「変更についても法令に従って届出を行う。」に対する指摘：危害予防規程の変更も法第26条・一般高圧ガス保安規則第63条に基づく届出対象となる。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「一度届け出れば、その後の変更は一切届出不要である。」。変更時にも所定の届出が必要である。正しい整理は「変更についても法令に従って届出を行う。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q083 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：標準

誤った結論として「従業員の私生活上の趣味だけ。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。
ア．元のイ肢「安全な運転・操作、巡視点検、危険時の措置、協力会社の保安管理、保安記録など。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第63条は、運転・点検、工事・修理、緊急措置、地震対策、協力会社、記録等の保安事項を定めるよう求めている。
イ．元のウ肢「広告媒体の選定だけ。」に対する指摘：災害防止・保安管理とは関係しない。
ウ．元のア肢「従業員の私生活上の趣味だけ。」に対する指摘：法定の保安事項ではない。
エ．元のエ肢「会社の株価目標だけ。」に対する指摘：危害予防規程の保安事項ではない。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「従業員の私生活上の趣味だけ。」。法定の保安事項ではない。正しい整理は「安全な運転・操作、巡視点検、危険時の措置、協力会社の保安管理、保安記録など。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q084 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「新入社員に1回だけ教育すれば永久に足りる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。
ア．元のイ肢「新入社員に1回だけ教育すれば永久に足りる。」に対する指摘：保安教育計画を忠実に実行する必要がある。
イ．元のエ肢「保安教育計画は任意で、実行義務もない。」に対する指摘：策定・実行とも法定義務である。
ウ．元のウ肢「保安教育計画は都道府県知事だけが作る。」に対する指摘：第一種製造者が自ら定める。
エ．元のア肢「従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。」に対する指摘：法第27条第1項・第3項は、第一種製造者に保安教育計画の策定と忠実な実行を義務づけている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「新入社員に1回だけ教育すれば永久に足りる。」。保安教育計画を忠実に実行する必要がある。正しい整理は「従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q085 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：標準

学習ノートに「販売業者は保安教育をしてはならない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．元のア肢「販売業者は保安教育をしてはならない。」に対する指摘：販売業者も対象に含まれる。
- イ．元のイ肢「第一種製造者以外には保安教育義務は一切ない。」に対する指摘：第二種製造者等にも義務がある。
- ウ．元のエ肢「保安教育は行政職員だけが実施できる。」に対する指摘：事業者等が従業者に教育を施す義務を負う。
- エ．元のウ肢「法定の対象者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。」に対する指摘：法第27条第4項は、第二種製造者等にも従業者への保安教育を義務づけている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「販売業者は保安教育をしてはならない。」。販売業者も対象に含まれる。正しい整理は「法定の対象者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q086 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：応用

- 次の誤答例「知事は保安教育に一切関与できない。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
- ア．元のア肢「保安教育計画の実行や従業者への保安教育、内容・方法の改善を勧告できる場合がある。」に対する指摘：法第27条第5項は、第一種製造者または第二種製造者等の保安教育が不十分な場合の勧告制度を定めている。
 - イ．元のイ肢「知事は保安教育に一切関与できない。」に対する指摘：法は変更命令や改善勧告等の仕組みを設けている。
 - ウ．元のエ肢「必ず会社の解散を命じなければならない。」に対する指摘：保安教育の改善に関する措置が規定されている。
 - エ．元のウ肢「国家試験合格者を全員失格にする。」に対する指摘：保安教育の行政措置とは無関係である。

正答：イ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「知事は保安教育に一切関与できない。」。法は変更命令や改善勧告等の仕組みを設けている。正しい整理は「保安教育計画の実行や従業者への保安教育、内容・方法の改善を勧告できる場合がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q087 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：標準

設問に対して「すべての製造許可をKHKが発行する。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「高圧ガスの販売価格を毎年決定する。」に対する指摘：法第27条の役割ではない。
イ．元のア肢「すべての製造許可をKHKが発行する。」に対する指摘：製造許可は原則として都道府県知事が行う。
ウ．元のエ肢「高圧ガスの種類ごとに、保安教育計画や保安教育の基準となるべき事項を作成し公表する。」に対する指摘：法第27条第6項は、KHKに保安教育の基準となるべき事項の作成・公表を求めている。
エ．元のイ肢「全国の保安統括者をKHKが直接任命する。」に対する指摘：保安統括者は事業者が法令に基づき選任する。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「すべての製造許可をKHKが発行する。」。製造許可は原則として都道府県知事が行う。正しい整理は「高圧ガスの種類ごとに、保安教育計画や保安教育の基準となるべき事項を作成し公表する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q088 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：基礎

「容器による授受は帳簿の対象にならない。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のエ肢「従業員の私的な買物履歴だけを記載する。」に対する指摘：法定の保安・取扱記録を記載する。
イ．元のイ肢「容器による授受は帳簿の対象にならない。」に対する指摘：容器による高圧ガスの授受も記録対象となる。
ウ．元のア肢「容器への充填、容器による高圧ガスの授受、製造施設の異常など、法令で定める事項を記録する。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第95条は、第一種製造者の帳簿について充填・授受・製造施設異常等の記載事項を定めている。
エ．元のウ肢「製造施設に異常があっても記録は不要である。」に対する指摘：施設異常は記録対象となる。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「容器による授受は帳簿の対象にならない。」。容器による高圧ガスの授受も記録対象となる。正しい整理は「容器への充填、容器による高圧ガスの授受、製造施設の異常など、法令で定める事項を記録する。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q089 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：応用

誤った結論として「すべての記録を1日だけ保存する。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「充填・授受は10年間、製造施設異常は2年間。」に対する指摘：保存期間の組合せが逆である。
イ．元のア肢「容器への充填・容器による授受の記録は記載日から2年間、製造施設の異常記録は10年間。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第95条は、充填・授受に関する記録と製造施設の異常記録で保存期間を区別している。
ウ．元のイ肢「すべての記録を1日だけ保存する。」に対する指摘：法定保存期間を満たさない。
エ．元のエ肢「すべての記録は保存不要である。」に対する指摘：帳簿の保存義務がある。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「すべての記録を1日だけ保存する。」。法定保存期間を満たさない。正しい整理は「容器への充填・容器による授受の記録は記載日から2年間、製造施設の異常記録は10年間。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q090 保安管理体制 > 危害予防規程・保安教育・帳簿 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「異常を発見した従業員の趣味だけ。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。
ア．元のイ肢「異常を発見した従業員の趣味だけ。」に対する指摘：法定記載事項ではない。
イ．元のエ肢「翌年度の販売目標だけ。」に対する指摘：異常時の保安記録として求められる事項ではない。
ウ．元のア肢「異常があった年月日と、それに対してとった措置。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第95条は、製造施設異常時の記録として異常があった年月日と講じた措置を求めている。
エ．元のウ肢「会社の株価だけ。」に対する指摘：施設異常の保安記録とは無関係である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「異常を発見した従業員の趣味だけ。」。法定記載事項ではない。正しい整理は「異常があった年月日と、それに対してとった措置。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q091 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：基礎

学習ノートに「製造者が自主点検しただけで、法定検査を受けずに譲渡できる。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「容器の外観が新品なら刻印等がなくても譲渡できる。」に対する指摘：外観の新しさだけでは法定要件を満たさない。

イ．元のア肢「法定の容器検査を受けて合格し、所定の刻印または標章が付された容器でなければならない。」に対する指摘：法第44条は、原則として容器検査に合格し、法第45条の刻印または標章が付されたものでなければ譲渡・引渡しをしてはならないと定める。

ウ．元のイ肢「製造者が自主点検しただけで、法定検査を受けずに譲渡できる。」に対する指摘：法定の容器検査が原則必要である。

エ．元のエ肢「販売契約書に安全条項があれば容器検査を省略できる。」に対する指摘：契約条項は法定検査の代替にならない。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「製造者が自主点検しただけで、法定検査を受けずに譲渡できる。」。法定の容器検査が原則必要である。正しい整理は「法定の容器検査を受けて合格し、所定の刻印または標章が付された容器でなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q092 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：標準

次の誤答例「市町村長と消防団だけ。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のイ肢「容器の所有者だけ。」に対する指摘：所有者の自己検査だけで法第44条の容器検査を代替できない。

イ．元のエ肢「販売先の事業者だけ。」に対する指摘：販売先は法定検査主体ではない。

ウ．元のウ肢「経済産業大臣、高圧ガス保安協会（KHK）または指定容器検査機関。」に対する指摘：法第44条は、容器検査の実施主体として経済産業大臣、協会または指定容器検査機関を定めている。

エ．元のア肢「市町村長と消防団だけ。」に対する指摘：法定の容器検査主体ではない。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「市町村長と消防団だけ。」。法定の容器検査主体ではない。正しい整理は「経済産業大臣、高圧ガス保安協会（KHK）または指定容器検査機関。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q093 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印 / 表示 | 難易度：標準

設問に対して「所有者が10年以上同じ会社であること。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「容器の色だけが事業者の好みに合うこと。」に対する指摘：法定規格への適合が必要である。
イ．元のア肢「充填する高圧ガスの種類および圧力の大きさ別に、省令で定める容器の規格に適合すること。」に対する指摘：法第44条第4項は、高圧ガスの種類・圧力の大きさ別の容器規格への適合を合格要件としている。
ウ．元のイ肢「所有者が10年以上同じ会社であること。」に対する指摘：所有期間は合格基準ではない。
エ．元のエ肢「容器の販売価格が一定額以上であること。」に対する指摘：価格は容器検査の合格基準ではない。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「所有者が10年以上同じ会社であること。」。所有期間は合格基準ではない。正しい整理は「充填する高圧ガスの種類および圧力の大きさ別に、省令で定める容器の規格に適合すること。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q094 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印 / 表示 | 難易度：基礎

「検査に合格しても刻印等は一切行わない。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のア肢「検査に合格しても刻印等は一切行わない。」に対する指摘：合格後の刻印等が定められている。
イ．元のウ肢「刻印が困難なものとして省令で定める容器には標章を掲示し、それ以外の容器には原則として刻印をする。」に対する指摘：法第45条は、刻印が困難な容器が否かにより刻印と標章を使い分ける。
ウ．元のイ肢「刻印が困難な容器ほど刻印だけが義務となる。」に対する指摘：刻印困難容器には標章を掲示する。
エ．元のエ肢「すべての容器に紙のラベルだけを貼ればよい。」に対する指摘：法定の刻印または標章が必要である。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「検査に合格しても刻印等は一切行わない。」。合格後の刻印等が定められている。正しい整理は「刻印が困難なものとして省令で定める容器には標章を掲示し、それ以外の容器には原則として刻印をする。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q095 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：標準

誤った結論として「容器所有者なら自由に法定刻印と同じ表示を追加できる。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

- ア．元のウ肢「中古容器であれば紛らわしい刻印を追加してよい。」に対する指摘：中古であることは許容理由にならない。
- イ．元のア肢「容器所有者なら自由に法定刻印と同じ表示を追加できる。」に対する指摘：所有者であっても法定の場合以外の刻印等は禁止される。
- ウ．元のエ肢「広告目的なら法定刻印と紛らわしい刻印を使用できる。」に対する指摘：広告目的でも例外にはならない。
- エ．元のイ肢「法令で認められた場合を除き、何人も法定刻印等またはこれと紛らわしい刻印等をしてはならない。」に対する指摘：法第45条第3項は、法定の場合以外の刻印等や紛らわしい刻印等を禁止している。

正答：イ

- ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
- 総合解説：提示された誤答例は「容器所有者なら自由に法定刻印と同じ表示を追加できる。」。所有者であっても法定の場合以外の刻印等は禁止される。正しい整理は「法令で認められた場合を除き、何人も法定刻印等またはこれと紛らわしい刻印等をしてはならない。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q096 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：応用

受験者が次のように判断した。「表示が消えても次回の売却時まで放置してよい。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

- ア．元のア肢「表示が消えても次回の売却時まで放置してよい。」に対する指摘：滅失時も遅滞なく表示する必要がある。
- イ．元のイ肢「表示は容器の購入者が希望した場合だけ行う。」に対する指摘：法令上の義務であり任意ではない。
- ウ．元のエ肢「刻印があれば所有者による表示は一切不要である。」に対する指摘：刻印等とは別に法定表示義務がある。
- エ．元のウ肢「省令で定めるところにより、遅滞なく所定の表示を行い、表示が滅失したときも再表示する。」に対する指摘：法第46条は容器所有者に表示義務を課し、表示が滅失した場合も同様に表示することを求めている。

正答：ア

- ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
- 総合解説：提示された誤答例は「表示が消えても次回の売却時まで放置してよい。」。滅失時も遅滞なく表示する必要がある。正しい整理は「省令で定めるところにより、遅滞なく所定の表示を行い、表示が滅失したときも再表示する。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q097 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：標準

学習ノートに「表示は容器製造業者だけが行える。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「表示は契約書に記載すれば容器自体には不要である。」に対する指摘：容器に所定の表示を行う必要がある。

イ．元のエ肢「容器を譲り受けた者には表示に関する義務はない。」に対する指摘：法第47条に表示義務がある。

ウ．元のア肢「表示は容器製造業者だけが行える。」に対する指摘：譲受人にも法定表示義務がある。

エ．元のウ肢「一定の例外を除き、容器を譲り受けた者にも、遅滞なく所定の表示を行う義務がある。」に対する指摘：法第47条は、対象となる容器を譲り受けた者に表示義務を課している。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「表示は容器製造業者だけが行える。」。譲受人にも法定表示義務がある。正しい整理は「一定の例外を除き、容器を譲り受けた者にも、遅滞なく所定の表示を行う義務がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q098 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：基礎

次の誤答例「所有者が変わらなければ再検査は不要である。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のエ肢「期間経過後も外観がきれいなら再検査は不要である。」に対する指摘：外観だけでは再検査要件を免れない。

イ．元のウ肢「容器再検査を受け、合格したうえで所定の刻印または標章を受ける必要がある。」に対する指摘：法第48条・第49条および容器保安規則は、所定期間を経過した容器について再検査合格を充填の要件としている。

ウ．元のイ肢「販売をしなければ再検査は不要である。」に対する指摘：再充填の可否に関わる制度であり販売の有無だけでは決まらない。

エ．元のア肢「所有者が変わらなければ再検査は不要である。」に対する指摘：所有者変更の有無ではなく法定期間等で判断する。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「所有者が変わらなければ再検査は不要である。」。所有者変更の有無ではなく法定期間等で判断する。正しい整理は「容器再検査を受け、合格したうえで所定の刻印または標章を受ける必要がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q099 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：応用

設問に対して「塗装をし直せば再検査を受けずに充填できる。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「損傷の程度を所有者が軽微と考えれば必ず再検査不要である。」に対する指摘：法定の再検査要件を確認する必要がある。

イ．元のア肢「塗装をし直せば再検査を受けずに充填できる。」に対する指摘：塗装は容器再検査の代替にならない。
ウ．元のウ肢「バルブを閉めれば損傷した容器でも自由に充填できる。」に対する指摘：容器自体の健全性確認が必要である。
エ．元のエ肢「法令上の要件に従い容器再検査を受け、合格を確認してから充填に用いる。」に対する指摘：法第48条は、損傷を受けた容器について容器再検査への合格等を充填要件としている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
総合解説：提示された誤答例は「塗装をし直せば再検査を受けずに充填できる。」。塗装は容器再検査の代替にならない。
正しい整理は「法令上の要件に従い容器再検査を受け、合格を確認してから充填に用いる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q100 容器・充填・移動 > 容器検査・再検査・刻印／表示 | 難易度：標準

「販売先が口頭確認すれば法定再検査に代えられる。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のエ肢「経済産業大臣、KHK、指定容器検査機関または登録を受けた容器検査所など、法令で認められた主体。」に対する指摘：法第49条・第50条以下は、容器再検査を法定の検査主体または登録容器検査所が行う仕組みとしている。
イ．元のウ肢「容器を使用する従業員であれば誰でも法定再検査を完了できる。」に対する指摘：法定の検査主体・登録制度がある。
ウ．元のイ肢「運送会社の運転者だけが再検査を行える。」に対する指摘：運転者に限定された制度ではない。
エ．元のア肢「販売先が口頭確認すれば法定再検査に代えられる。」に対する指摘：口頭確認は法定再検査ではない。

正答：エ

ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「販売先が口頭確認すれば法定再検査に代えられる。」。口頭確認は法定再検査ではない。
正しい整理は「経済産業大臣、KHK、指定容器検査機関または登録を受けた容器検査所など、法令で認められた主体。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q101 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：基礎

誤った結論として「容器の外観が新しければ刻印や表示は不要である。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「購入者が同意すれば附属品検査の要件を省略できる。」に対する指摘：当事者合意で法定要件を免れない。

イ．元のア肢「容器の外観が新しければ刻印や表示は不要である。」に対する指摘：法定の刻印等・表示要件を満たす必要がある。

ウ．元のエ肢「刻印等・所定の表示・必要なバルブ等の要件を満たし、再検査が必要な容器では再検査にも合格していること。」に対する指摘：法第48条は、刻印等、表示、バルブ・附属品、再検査等を充填前の要件として定めている。

エ．元のウ肢「充填者の経験が長ければ再検査期限を無視できる。」に対する指摘：経過年数で法定要件は免除されない。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「容器の外観が新しければ刻印や表示は不要である。」。法定の刻印等・表示要件を満たす必要がある。正しい整理は「刻印等・所定の表示・必要なバルブ等の要件を満たし、再検査が必要な容器では再検査にも合格していること。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q102 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「容器再検査に合格すれば何度でも再充填できる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のイ肢「高圧ガスを一度充填した後、再度高圧ガスを充填してはならない。」に対する指摘：法第48条第3項は、再充填禁止容器への再度の充填を禁止している。

イ．元のウ肢「圧力を半分にすれば再充填できる。」に対する指摘：圧力を下げるだけで禁止が解除される制度ではない。

ウ．元のア肢「容器再検査に合格すれば何度でも再充填できる。」に対する指摘：再充填禁止容器は再度の充填自体が禁止される。

エ．元のエ肢「所有者が同じなら再充填できる。」に対する指摘：所有者の同一性は例外理由にならない。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「容器再検査に合格すれば何度でも再充填できる。」。再充填禁止容器は再度の充填自体が禁止される。正しい整理は「高圧ガスを一度充填した後、再度高圧ガスを充填してはならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q103 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：標準

学習ノートに「所有者が容器に油性ペンで新しい圧力を書けばよい。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「販売先が承諾すれば容器規格を超える圧力でもよい。」に対する指摘：容器規格への適合が必要である。

イ．元のア肢「所有者が容器に油性ペンで新しい圧力を書けばよい。」に対する指摘：法定の確認・刻印等が必要である。

ウ．元のエ肢「変更後も容器規格に適合することの確認を受け、法令に従い新たな刻印等を受ける。」に対する指摘：法第54条は、充填する高圧ガスの種類または圧力を変更しようとするときの刻印等の申請制度を定めている。

エ．元のイ肢「充填圧力を変更しても一切手続は不要である。」に対する指摘：法第54条の手続対象となる。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「所有者が容器に油性ペンで新しい圧力を書けばよい。」。法定の確認・刻印等が必要である。正しい整理は「変更後も容器規格に適合することの確認を受け、法令に従い新たな刻印等を受ける。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q104 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：基礎

次の誤答例「販売価格が高い附属品は検査なしで合格扱いとなる。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のエ肢「附属品は容器本体と無関係なので法定検査制度はない。」に対する指摘：対象附属品には検査制度がある。

イ．元のア肢「販売価格が高い附属品は検査なしで合格扱いとなる。」に対する指摘：価格は法定検査の合否基準ではない。

ウ．元のウ肢「中古附属品は一律に使用禁止で検査制度はない。」に対する指摘：附属品再検査等の制度がある。

エ．元のイ肢「高圧ガスの種類・圧力の大きさ別に定める附属品の規格に適合したものが合格となる。」に対する指摘：法第49条の2は、対象附属品について種類・圧力別の規格適合を附属品検査の合格要件としている。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「販売価格が高い附属品は検査なしで合格扱いとなる。」。価格は法定検査の合否基準ではない。正しい整理は「高圧ガスの種類・圧力の大きさ別に定める附属品の規格に適合したものが合格となる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q105 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：標準

設問に対して「所有者が好きな検査日を刻印すれば法定刻印となる。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元の工肢「合格後も附属品への刻印は禁止される。」に対する指摘：合格時には所定の刻印が行われる。

イ．元のア肢「所有者が好きな検査日を刻印すれば法定刻印となる。」に対する指摘：法定主体・方法による刻印が必要である。

ウ．元のイ肢「法令に従ってその附属品に所定の刻印をする。」に対する指摘：法第49条の3は、附属品検査に合格した附属品への刻印を定めている。

エ．元のウ肢「容器本体にだけ刻印し、附属品には何も表示しない。」に対する指摘：附属品自体への刻印制度がある。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「所有者が好きな検査日を刻印すれば法定刻印となる。」。法定主体・方法による刻印が必要である。正しい整理は「法令に従ってその附属品に所定の刻印をする。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q106 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：応用

「附属品再検査は存在せず、期限が来た附属品は必ず廃棄する。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「附属品再検査は存在せず、期限が来た附属品は必ず廃棄する。」に対する指摘：法には附属品再検査制度がある。

イ．元のウ肢「規格不適合でも外観がきれいなら合格となる。」に対する指摘：法定規格への適合が必要である。

ウ．元の工肢「再検査は所有者の自己申告だけで完了する。」に対する指摘：法定主体による検査が必要である。

エ．元のイ肢「法令で認められた主体が所定の方法で行い、規格に適合した附属品を合格とする。」に対する指摘：法第49条の4は、附属品再検査の実施主体、方法、合格基準および合格後の刻印を定めている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「附属品再検査は存在せず、期限が来た附属品は必ず廃棄する。」。法には附属品再検査制度がある。正しい整理は「法令で認められた主体が所定の方法で行い、規格に適合した附属品を合格とする。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q107 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：標準

誤った結論として「容器本体が合格ならバルブの状態は問わない。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「充填後に再検査すればよい。」に対する指摘：充填前に要件を満たす必要がある。

イ．元のエ肢「附属品再検査に合格し、所定の刻印がされたものを使用する必要がある。」に対する指摘：法第48条は、対象バルブ等について附属品検査・再検査への合格と刻印を充填要件としている。

ウ．元のイ肢「バルブを強く締めれば再検査を省略できる。」に対する指摘：操作で法定再検査は代替できない。

エ．元のア肢「容器本体が合格ならバルブの状態は問わない。」に対する指摘：容器本体と附属品の双方に要件がある。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「容器本体が合格ならバルブの状態は問わない。」。容器本体と附属品の双方に要件がある。正しい整理は「附属品再検査に合格し、所定の刻印がされたものを使用する必要がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q108 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「注文者が同意すれば技術基準外の製造ができる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のア肢「注文者が同意すれば技術基準外の製造ができる。」に対する指摘：当事者合意で法定基準は免除されない。

イ．元のエ肢「容器の色だけ基準に合わせればよい。」に対する指摘：材料・構造等を含む技術上の基準への適合が必要である。

ウ．元のウ肢「経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器を製造しなければならない。」に対する指摘：法第41条は、容器製造業者に技術上の基準に従った製造を義務づけている。

エ．元のイ肢「容器検査があるため製造方法には技術基準がない。」に対する指摘：製造方法自体にも技術上の基準がある。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「注文者が同意すれば技術基準外の製造ができる。」。当事者合意で法定基準は免除されない。正しい整理は「経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器を製造しなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q109 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：応用

学習ノートに「表示は充填後に任意で付ければよい。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．元の工肢「所有者名が分かれば法定表示は不要である。」に対する指摘：法令に定める表示が必要である。
- イ．元のウ肢「不適切。必要な表示を回復し、その他の法定充填要件も満たしてから充填する。」に対する指摘：法第46条は表示滅失時の再表示を求め、法第48条は所定の表示があることを充填要件としている。
- ウ．元のア肢「表示は充填後に任意で付ければよい。」に対する指摘：充填前に法定要件を満たす必要がある。
- エ．元のイ肢「容器検査に一度合格していれば表示がなくても常に充填できる。」に対する指摘：充填時には表示要件も確認する。

正答：ウ

- ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
- 総合解説：提示された誤答例は「表示は充填後に任意で付ければよい。」。充填前に法定要件を満たす必要がある。正しい整理は「不適切。必要な表示を回復し、その他の法定充填要件も満たしてから充填する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q110 容器・充填・移動 > 容器附属品・充填・容器の保安 | 難易度：標準

次の誤答例「附属品が新品なら容器本体の再検査期限は無視できる。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。
ア．元の工肢「容器本体に刻印があれば附属品の状態は無視できる。」に対する指摘：対象附属品にも検査・再検査要件がある。

- イ．元のア肢「附属品が新品なら容器本体の再検査期限は無視できる。」に対する指摘：容器本体の要件も独立して満たす必要がある。
- ウ．元のイ肢「容器本体の検査だけでなく、刻印・表示、附属品の検査、再検査期限や損傷の有無を相互に確認して充填可否を判断する。」に対する指摘：法第44条から第49条の4までは、容器本体・表示・充填・附属品・再検査を一体的に規制している。
- エ．元のウ肢「充填者が熟練者なら刻印・表示・再検査を確認しなくてよい。」に対する指摘：熟練度にかかわらず法定要件を確認する必要がある。

正答：イ

- ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
- 総合解説：提示された誤答例は「附属品が新品なら容器本体の再検査期限は無視できる。」。容器本体の要件も独立して満たす必要がある。正しい整理は「容器本体の検査だけでなく、刻印・表示、附属品の検査、再検査期限や損傷の有無を相互に確認して充填可否を判断する。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q111 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：基礎

設問に対して「警戒標は夜間だけ掲げればよい。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のイ肢「一般高圧ガス保安規則で定める例外を除き、車両の見やすい箇所に警戒標を掲げる。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第50条は、一定の例外を除き、充填容器等を積載して移動する車両に警戒標を掲げることを求めている。
イ．元のア肢「警戒標は夜間だけ掲げればよい。」に対する指摘：昼夜を問わず法令上の適用要件で判断する。
ウ．元のウ肢「運転者が資格者なら警戒標は常に不要である。」に対する指摘：運転者資格だけで一律免除されない。
エ．元のエ肢「警戒標は車内の見えない場所に置けばよい。」に対する指摘：車両の見やすい箇所に掲げる。

正答：イ

ア：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「警戒標は夜間だけ掲げればよい。」。昼夜を問わず法令上の適用要件で判断する。正しい整理は「一般高圧ガス保安規則で定める例外を除き、車両の見やすい箇所に警戒標を掲げる。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q112 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：標準

「積載時は効率を優先し、容器を投げて扱ってよい。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のエ肢「バルブが荷台の壁に当たる配置でも問題ない。」に対する指摘：バルブ損傷を防止する必要がある。
イ．元のウ肢「転落・転倒等による衝撃やバルブ損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第50条は、一定の容器について転落・転倒等による衝撃およびバルブ損傷の防止を求めている。
ウ．元のイ肢「荷台上で容器が自由に転がる状態でもよい。」に対する指摘：転落・転倒等の防止措置が必要である。
エ．元のア肢「積載時は効率を優先し、容器を投げて扱ってよい。」に対する指摘：粗暴な取扱いは禁止される。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
総合解説：提示された誤答例は「積載時は効率を優先し、容器を投げて扱ってよい。」。粗暴な取扱いは禁止される。正しい整理は「転落・転倒等による衝撃やバルブ損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q113 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：標準

誤った結論として「容器を多く積むほど保安資材は不要になる。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のア肢「法令で定める場合には、消火設備や災害発生防止のための応急措置に必要な資材・工具等を携行する。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第50条は、可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素等の移動について一定の携行品を求めている。

イ．元のウ肢「高圧ガスであっても応急資材の携行を法令が求めることはない。」に対する指摘：一定のガス・条件では携行が求められる。

ウ．元のエ肢「消火設備の代わりに販売契約書だけを携行する。」に対する指摘：契約書は保安資材の代替ではない。

エ．元のイ肢「容器を多く積むほど保安資材は不要になる。」に対する指摘：積載量の増加は免除理由にならない。

正答：エ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「容器を多く積むほど保安資材は不要になる。」。積載量の増加は免除理由にならない。正しい整理は「法令で定める場合には、消火設備や災害発生防止のための応急措置に必要な資材・工具等を携行する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q114 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「運転席の窓を開ければ防毒マスクは不要である。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のア肢「ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具や応急措置に必要な資材等を携行する。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第50条は、毒性ガスの移動時に防毒マスク等の保護具や応急資材等の携行を求めている。

イ．元のイ肢「運転席の窓を開ければ防毒マスクは不要である。」に対する指摘：換気だけで法定措置を代替できない。

ウ．元のウ肢「毒性ガスは臭いで分かるため保護具は不要である。」に対する指摘：毒性ガスの種類に応じた保護具等が必要である。

エ．元のエ肢「保護具は荷受人が持っていれば運搬側には不要である。」に対する指摘：移動中の応急対応に備える必要がある。

正答：イ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「運転席の窓を開ければ防毒マスクは不要である。」。換気だけで法定措置を代替できない。正しい整理は「ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具や応急措置に必要な資材等を携行する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q115 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：標準

学習ノートに「駐車場所の選定は高圧ガス保安上の考慮事項ではない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「容器を積んだまま長時間無人で放置するのが原則である。」に対する指摘：原則として運転者等が車両を離れない措置が求められる。

イ．元のイ肢「法令上の例外を除き、保安物件の近辺や密集地域を避け、交通量の少ない安全な場所を選び、運転者等は原則として車両を離れない。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第50条は、駐車場所の選定と移動監視者・運転者の離車制限を定めている。

ウ．元のエ肢「人通りが多い場所ほど異常を発見しやすいので優先して駐車する。」に対する指摘：保安物件周辺や密集地域を避け安全な場所を選ぶ。

エ．元のア肢「駐車場所の選定は高圧ガス保安上の考慮事項ではない。」に対する指摘：法令で保安上の条件が定められている。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「駐車場所の選定は高圧ガス保安上の考慮事項ではない。」。法令で保安上の条件が定められている。正しい整理は「法令上の例外を除き、保安物件の近辺や密集地域を避け、交通量の少ない安全な場所を選び、運転者等は原則として車両を離れない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q116 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：応用

次の誤答例「高圧ガス同士なら種類を問わず何でも同載できる。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のア肢「一般高圧ガス保安規則で禁止される組合せがあり、例外条件を含めて積載可否を確認する。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第50条は、高圧ガスと消防法上の危険物等について一定の同一車両積載を禁止し、限定的な例外も定めている。

イ．元のイ肢「高圧ガス同士なら種類を問わず何でも同載できる。」に対する指摘：ガスの性質・法令上の基準を確認する必要がある。

ウ．元のウ肢「積載物の組合せは運送会社の社内規則だけで決めればよい。」に対する指摘：法定の保安基準にも従う必要がある。

エ．元のエ肢「危険物であっても積載スペースがあれば必ず同載できる。」に対する指摘：法令上禁止される組合せがある。

正答：イ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「高圧ガス同士なら種類を問わず何でも同載できる。」。ガスの性質・法令上の基準を確認する必要がある。正しい整理は「一般高圧ガス保安規則で禁止される組合せがあり、例外条件を含めて積載可否を確認する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q117 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：標準

設問に対して「運送契約を結べば法令上の移動基準を当事者間で免除できる。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「道路交通法上の運転資格とは別に、高圧ガス保安法と関係省令の移動時保安基準を守る必要がある。」に対する指摘：高圧ガスの移動は法第23条および一般高圧ガス保安規則の保安措置・技術基準の対象である。

イ．元のエ肢「普通自動車免許があれば高圧ガス保安法の移動基準は適用されない。」に対する指摘：運転資格と高圧ガスの保安規制は別である。

ウ．元のア肢「運送契約を結べば法令上の移動基準を当事者間で免除できる。」に対する指摘：契約で法定基準を免除できない。

エ．元のイ肢「公道を走らなければ高圧ガスの取扱い上の安全措置は不要である。」に対する指摘：場所だけで一律に安全義務が消えるわけではない。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「運送契約を結べば法令上の移動基準を当事者間で免除できる。」。契約で法定基準を免除できない。正しい整理は「道路交通法上の運転資格とは別に、高圧ガス保安法と関係省令の移動時保安基準を守る必要がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q118 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：基礎

「変更後の事故発生時にだけ報告すればよく、事前の手続は不要である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のエ肢「消費施設は製造施設ではないため、位置・構造・設備の変更は一切規制されない。」に対する指摘：特定高圧ガスの消費施設にも変更に関する法規制がある。

イ．元のア肢「変更後の事故発生時にだけ報告すればよく、事前の手続は不要である。」に対する指摘：特定高圧ガス消費者の一定の施設変更は、事故後報告だけではなく事前届出の対象となる。

ウ．元のウ肢「法令で定める軽微な変更を除き、あらかじめ都道府県知事に届け出る。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第56条は、軽微変更等を除く消費施設の変更について事前届出を定めている。

エ．元のイ肢「販売業者に連絡すれば、行政への手続はすべて不要である。」に対する指摘：販売業者への連絡は、法定の変更届出を代替しない。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「変更後の事故発生時にだけ報告すればよく、事前の手続は不要である。」。特定高圧ガス消費者の一定の施設変更は、事故後報告だけではなく事前届出の対象となる。正しい整理は「法令で定める軽微な変更を除き、あらかじめ都道府県知事に届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q119 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：応用

誤った結論として「販売業者の許可があれば消費基準を無視できる。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「消費量にかかわらずすべての高圧ガスは自由に消費できる。」に対する指摘：法令上の指定・条件に応じて基準が適用される。

イ．元のエ肢「法令で指定された高圧ガスの消費には、一般高圧ガス保安規則で定める技術上の基準が適用される場合がある。」に対する指摘：一般高圧ガス保安規則第59条・第60条は、特定高圧ガス以外でも指定された高圧ガスの消費に技術上の基準を設けている。

ウ．元のア肢「販売業者の許可があれば消費基準を無視できる。」に対する指摘：販売業者の許可で法定基準を免れない。

エ．元のイ肢「特定高圧ガスでなければ消費時の保安基準は一切存在しない。」に対する指摘：指定された高圧ガスには消費基準が適用される。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「販売業者の許可があれば消費基準を無視できる。」。販売業者の許可で法定基準を免れない。正しい整理は「法令で指定された高圧ガスの消費には、一般高圧ガス保安規則で定める技術上の基準が適用される場合がある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q120 容器・充填・移動 > 移動・輸送・消費時の保安措置 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「運転者または消費者が経験者なら法定基準を省略できる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のエ肢「高圧ガスの種類に関係なく同じ一つの措置だけで足りる。」に対する指摘：ガスの性質や行為に応じた基準確認が必要である。

イ．元のイ肢「ガスの種類、容器の状態、積載方法、携行品、駐車、消費施設・方法など、行為ごとに該当する法定基準を確認する。」に対する指摘：法第23条・第24条の3等と一般高圧ガス保安規則は、移動と消費について複数の具体的な保安措置を定めている。

ウ．元のア肢「運転者または消費者が経験者なら法定基準を省略できる。」に対する指摘：経験で法定基準は免除されない。

エ．元のウ肢「容器検査に合格していれば移動・消費時の基準はすべて不要である。」に対する指摘：容器適合と移動・消費基準は別に満たす必要がある。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「運転者または消費者が経験者なら法定基準を省略できる。」。経験で法定基準は免除されない。正しい整理は「ガスの種類、容器の状態、積載方法、携行品、駐車、消費施設・方法など、行為ごとに該当する法定基準を確認する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q121 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：基礎

学習ノートに「翌営業日まで何もせず様子を見る。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「直ちに、法令で定める災害発生防止のための応急措置を講じる。」に対する指摘：法第36条第1項は、対象施設・容器が危険な状態となったとき、所有者または占有者に直ちに応急措置を講じる義務を課している。

イ．元のイ肢「事故が起きるまで設備を通常運転する。」に対する指摘：災害防止のため危険状態の段階で措置が必要である。

ウ．元のア肢「翌営業日まで何もせず様子を見る。」に対する指摘：直ちに応急措置を講じる必要がある。

エ．元のエ肢「販売先への連絡だけで応急措置を省略する。」に対する指摘：連絡だけでは応急措置義務を果たしたことになる。

正答：ウ

ア：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「翌営業日まで何もせず様子を見る。」。直ちに応急措置を講じる必要がある。正しい整理は「直ちに、法令で定める災害発生防止のための応急措置を講じる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q122 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：標準

次の誤答例「会社の経理担当者だけに連絡すればよい。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のア肢「会社の経理担当者だけに連絡すればよい。」に対する指摘：法定の届出先ではない。

イ．元のエ肢「都道府県知事、警察官、消防吏員・消防団員または海上保安官のいずれかに直ちに届け出る。」に対する指摘：法第36条第2項は、危険な状態の発見者に直ちに所定の機関へ届け出ることを求めている。

ウ．元のウ肢「販売先の顧客だけに連絡すればよい。」に対する指摘：法定機関への届出が必要である。

エ．元のイ肢「事故が起きるまで行政等への連絡はしてはならない。」に対する指摘：危険状態を発見した段階で直ちに届け出る。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「会社の経理担当者だけに連絡すればよい。」。法定の届出先ではない。正しい整理は「都道府県知事、警察官、消防吏員・消防団員または海上保安官のいずれかに直ちに届け出る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q123 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：標準

設問に対して「KHKの教材会社だけに報告すればよい。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。
ア．元のウ肢「事故届は10年後にまとめて提出できる。」に対する指摘：遅滞なく届け出る必要がある。
イ．元のイ肢「高圧ガスを取り扱う法定の対象者は、遅滞なく都道府県知事または警察官に届け出る。」に対する指摘：法第63条は、所有・占有する高圧ガスについて災害が発生したときの事故届を定めている。
ウ．元のア肢「KHKの教材会社だけに報告すればよい。」に対する指摘：法定届出先は都道府県知事または警察官である。
エ．元のエ肢「災害が収束すれば届出は不要である。」に対する指摘：災害発生時には事故届が必要である。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「KHKの教材会社だけに報告すればよい。」。法定届出先は都道府県知事または警察官である。正しい整理は「高圧ガスを取り扱う法定の対象者は、遅滞なく都道府県知事または警察官に届け出る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q124 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：基礎

「容器だけの盗難は高圧ガス保安法の対象外である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。
ア．元のエ肢「遅滞なく都道府県知事または警察官に届け出る。」に対する指摘：法第63条第1項第2号は、高圧ガスまたは容器の喪失・盗難について事故届を求めている。
イ．元のア肢「容器だけの盗難は高圧ガス保安法の対象外である。」に対する指摘：容器の喪失・盗難も届出対象に含まれる。
ウ．元のウ肢「人的被害がなければ届出不要である。」に対する指摘：喪失・盗難自体が届出対象である。
エ．元のイ肢「社内で探して見つからなければ1年後に届け出る。」に対する指摘：遅滞なく届け出る必要がある。

正答：イ

ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
総合解説：提示された誤答例は「容器だけの盗難は高圧ガス保安法の対象外である。」。容器の喪失・盗難も届出対象に含まれる。正しい整理は「遅滞なく都道府県知事または警察官に届け出る。」である。
対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q125 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：標準

誤った結論として「法第63条は販売価格の変更届である。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「法第36条は事故が起きた後にしか適用されない。」に対する指摘：危険な状態の段階で適用される。

イ．元のイ肢「法第63条は販売価格の変更届である。」に対する指摘：事故・喪失・盗難に関する届出である。

ウ．元のア肢「法第36条は危険な状態を発見した時点の緊急届出、法第63条は災害発生や高圧ガス・容器の喪失・盗難に関する届出である。」に対する指摘：両条は似ているが、発生段階と対象事象、届出先の範囲が異なる。

エ．元のエ肢「両条は完全に同じ事象だけを規定している。」に対する指摘：危険状態と事故・喪失盗難で対象が異なる。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「法第63条は販売価格の変更届である。」。事故・喪失・盗難に関する届出である。正しい整理は「法第36条は危険な状態を発見した時点の緊急届出、法第63条は災害発生や高圧ガス・容器の喪失・盗難に関する届出である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q126 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：応用

受験者が次のように判断した。「事故届を出した後は追加報告を求める制度はない。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のウ肢「行政は事故原因について一切報告を求められない。」に対する指摘：必要事項について報告命令が可能である。

イ．元のエ肢「報告対象は会社の株主だけである。」に対する指摘：災害の日時・原因・ガス種類・被害等が対象となる。

ウ．元のイ肢「災害発生の日時・場所・原因、高圧ガスの種類・数量、被害程度などについて必要な報告を命ずることができる。」に対する指摘：法第63条第2項は、災害発生時に所有者または占有者へ必要事項の報告を命ずることができると定める。

エ．元のア肢「事故届を出した後は追加報告を求める制度はない。」に対する指摘：法第63条第2項の報告命令がある。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「事故届を出した後は追加報告を求める制度はない。」。法第63条第2項の報告命令がある。正しい整理は「災害発生の日時・場所・原因、高圧ガスの種類・数量、被害程度などについて必要な報告を命ずることができる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q127 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：標準

学習ノートに「事故原因を隠すためなら自由に現場を片付けてよい。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元の工肢「法第36条の応急措置も現状変更禁止のため一切できない。」に対する指摘：災害防止のための応急措置は例外となる。

イ．元のイ肢「事故原因を隠すためなら自由に現場を片付けてよい。」に対する指摘：現状変更は禁止される。

ウ．元のア肢「公共の利益のためやむを得ない場合や法定の応急措置を除き、原則として行政・警察の指示なく現状を変更してはならない。」に対する指摘：法第64条は災害現場の現状変更を原則禁止し、交通確保等の公共利益や法第36条の応急措置などを例外としている。

エ．元のウ肢「災害後は必ず全設備を直ちに撤去しなければならない。」に対する指摘：法定の例外以外は指示なく現状変更してはならない。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「事故原因を隠すためなら自由に現場を片付けてよい。」。現状変更は禁止される。正しい整理は「公共の利益のためやむを得ない場合や法定の応急措置を除き、原則として行政・警察の指示なく現状を変更してはならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q128 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：基礎

次の誤答例「正しい。法第36条は死亡事故が起きた場合だけ適用される。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元の工肢「正しい。容器には法第36条は適用されない。」に対する指摘：高圧ガスを充填した容器も対象である。

イ．元のウ肢「誤りだが、応急措置をするのは販売業者だけである。」に対する指摘：所有者または占有者が義務主体である。

ウ．元のイ肢「誤り。災害発生前でも、充填容器が危険な状態となった時点で直ちに応急措置が必要である。」に対する指摘：法第36条は災害の発生を待たず、危険な状態になった段階で応急措置を求めている。

エ．元のア肢「正しい。法第36条は死亡事故が起きた場合だけ適用される。」に対する指摘：危険状態の段階で適用される。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「正しい。法第36条は死亡事故が起きた場合だけ適用される。」。危険状態の段階で適用される。正しい整理は「誤り。災害発生前でも、充填容器が危険な状態となった時点で直ちに応急措置が必要である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q129 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：応用

設問に対して「行政職員だけが応急措置を講じる義務を負う。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元の工肢「現に施設・容器を占有している者だけが常に義務主体となり、所有者には危険時措置の義務が生じない。」に対する指摘：法は所有者も義務主体に含めており、占有者だけに限定していない。

イ．元のイ肢「対象施設や充填容器の所有者または占有者が、危険状態に対して直ちに応急措置を講じる義務を負う。」に対する指摘：法第36条第1項は「所有者又は占有者」を危険時措置の義務主体としている。

ウ．元のウ肢「危険時措置の義務は施設・容器の所有者だけに課され、現に使用・管理する占有者は義務主体にならない。」に対する指摘：法は占有者も義務主体に含めており、所有者だけに限定していない。

エ．元のア肢「行政職員だけが応急措置を講じる義務を負う。」に対する指摘：施設・容器の所有者または占有者に義務があり、行政職員だけに限定されない。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「行政職員だけが応急措置を講じる義務を負う。」。施設・容器の所有者または占有者に義務があり、行政職員だけに限定されない。正しい整理は「対象施設や充填容器の所有者または占有者が、危険状態に対して直ちに応急措置を講じる義務を負う。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q130 危険時措置・事故・行政 > 危険時措置・事故届 | 難易度：標準

「事故後は原因調査を妨げるため直ちに現場を全面撤去する。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元の工肢「盗難は災害でないので高圧ガス保安法上の届出対象にならない。」に対する指摘：高圧ガス・容器の喪失・盗難も届出対象である。

イ．元のウ肢「危険状態では何もせず、事故後にだけ社内報告する。」に対する指摘：危険状態の段階で応急措置・届出が必要である。

ウ．元のイ肢「事故後は原因調査を妨げるため直ちに現場を全面撤去する。」に対する指摘：現状変更には制限がある。

エ．元のア肢「危険状態では直ちに応急措置と緊急届出を行い、災害や喪失・盗難が発生した場合は事故届を行い、災害現場は法定例外を除き保存する。」に対する指摘：法第36条、第63条、第64条を組み合わせると、危険状態から事故後までの保安対応が体系化できる。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「事故後は原因調査を妨げるため直ちに現場を全面撤去する。」。現状変更には制限がある。正しい整理は「危険状態では直ちに応急措置と緊急届出を行い、災害や喪失・盗難が発生した場合は事故届を行い、災害現場は法定例外を除き保存する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q131 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：基礎

誤った結論として「報告徴収は販売価格だけを対象とする。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

- ア．元のウ肢「行政は事故があっても事業者に報告を求める権限がない。」に対する指摘：法第61条等に報告徴収権限がある。
- イ．元のア肢「経済産業大臣または都道府県知事は、公共の安全や災害防止等のため必要がある場合、法令で定める対象者に業務・保安等に関する報告を求めることができる。」に対する指摘：法第61条は、高圧ガスの製造者等や検査機関等に対する報告徴収権限を定めている。
- ウ．元のエ肢「報告要求に応じるかは事業者が自由に決める。」に対する指摘：法に基づく報告徴収である。
- エ．元のイ肢「報告徴収は販売価格だけを対象とする。」に対する指摘：公共安全・災害防止に必要な事項が対象となる。

正答：エ

- ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
 - ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
- 総合解説：提示された誤答例は「報告徴収は販売価格だけを対象とする。」。公共安全・災害防止に必要な事項が対象となる。正しい整理は「経済産業大臣または都道府県知事は、公共の安全や災害防止等のため必要がある場合、法令で定める対象者に業務・保安等に関する報告を求めることができる。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q132 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「試験のためなら必要量を超えて無制限に高圧ガスを持ち去れる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

- ア．元のイ肢「試験のためなら必要量を超えて無制限に高圧ガスを持ち去れる。」に対する指摘：収去は必要な最少限度の容積に限られる。
- イ．元のエ肢「帳簿は確認できるが関係者への質問は一切できない。」に対する指摘：質問権限も規定されている。
- ウ．元のウ肢「事業者の私物を理由なく永久に没収できる。」に対する指摘：法定目的・範囲を超える権限ではない。
- エ．元のア肢「対象事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件の検査、関係者への質問、試験に必要な最少限度の高圧ガスの収去を行うことができる。」に対する指摘：法第62条は、公共の安全・災害防止のため必要な場合の立入検査・質問・収去権限を定めている。

正答：ア

- ア：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。
 - イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。
 - エ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。
- 総合解説：提示された誤答例は「試験のためなら必要量を超えて無制限に高圧ガスを持ち去れる。」。収去は必要な最少限度の容積に限られる。正しい整理は「対象事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件の検査、関係者への質問、試験に必要な最少限度の高圧ガスの収去を行うことができる。」である。
- 対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q133 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：標準

学習ノートに「証票は事業者から求められても提示してはならない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「身分証票は持たず、口頭で名乗るだけでよい。」に対する指摘：証票の携帯・提示が必要である。

イ．元のア肢「その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。」に対する指摘：法第62条は立入検査等を行う職員に身分証票の携帯・提示を義務づけている。

ウ．元のエ肢「証票は販売業者だけに提示し、製造者には不要である。」に対する指摘：立入検査の関係者に提示する。

エ．元のイ肢「証票は事業者から求められても提示してはならない。」に対する指摘：関係者に提示する義務がある。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「証票は事業者から求められても提示してはならない。」。関係者に提示する義務がある。正しい整理は「その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q134 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：基礎

次の誤答例「犯罪捜査と行政検査は法律上まったく区別されない。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のウ肢「立入検査はすべて刑事捜査として行われる。」に対する指摘：法は犯罪捜査のための権限ではないと明記する。

イ．元のイ肢「これらの権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」に対する指摘：法第62条は行政上の保安監督権限と刑事捜査を区別している。

ウ．元のエ肢「立入検査であれば刑事手続の制約を一切受けず何でもできる。」に対する指摘：法定目的・範囲に限定された行政権限である。

エ．元のア肢「犯罪捜査と行政検査は法律上まったく区別されない。」に対する指摘：両者は区別される。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「犯罪捜査と行政検査は法律上まったく区別されない。」。両者は区別される。正しい整理は「これらの権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q135 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：標準

設問に対して「警察官は高圧ガスの危険が迫っていても一切立ち入れない。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「警察官の立入りは販売価格の調査だけを目的とする。」に対する指摘：目的は人の生命・身体・財産への危害予防である。

イ．元のア肢「人の生命、身体または財産への危害を予防するため特に必要なときは、法定の場所に立ち入り関係者に質問できる。」に対する指摘：法第62条第5項は、危害予防のため特に必要な場合の警察官の立入り・質問を認めている。

ウ．元のイ肢「警察官は高圧ガスの危険が迫っていても一切立ち入れない。」に対する指摘：特に必要な場合の立入り・質問権限がある。

エ．元のエ肢「警察官は帳簿確認のためだけに常に自由な搜索をできる。」に対する指摘：法第62条の権限は危害予防のための行政上の範囲にある。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「警察官は高圧ガスの危険が迫っていても一切立ち入れない。」。特に必要な場合の立入り・質問権限がある。正しい整理は「人の生命、身体または財産への危害を予防するため特に必要なときは、法定の場所に立ち入り関係者に質問できる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q136 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：応用

「必ず過料だけで処理される。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のエ肢「販売停止命令だけで、行為者への罰則はない。」に対する指摘：行為者に対する罰則が規定されている。

イ．元のウ肢「1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、またはこれらの併科の対象となる。」に対する指摘：法第80条は無許可製造を重い罰則の対象とする。2025年6月の拘禁刑制度施行後は「拘禁刑」の用語で扱う。

ウ．元のア肢「必ず過料だけで処理される。」に対する指摘：無許可製造は過料より重い刑事罰の対象である。

エ．元のイ肢「行政指導だけで、刑事罰の規定はない。」に対する指摘：法第80条に刑事罰が定められている。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「必ず過料だけで処理される。」。無許可製造は過料より重い刑事罰の対象である。正しい整理は「1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、またはこれらの併科の対象となる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q137 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：標準

誤った結論として「無条件で刑事罰の対象外である。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「必ず1000万円以上の罰金だけが科される。」に対する指摘：法定刑の内容が異なる。

イ．元のウ肢「許可違反は容器表示の修正だけで終了する。」に対する指摘：刑事罰の対象となり得る。

ウ．元のア肢「無条件で刑事罰の対象外である。」に対する指摘：変更許可違反には刑事罰が定められている。

エ．元のエ肢「6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金、またはこれらの併科の対象となる。」に対する指摘：法第81条は、法第14条第1項の変更許可違反などを6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金等の対象としている。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「無条件で刑事罰の対象外である。」。変更許可違反には刑事罰が定められている。正しい整理は「6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金、またはこれらの併科の対象となる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q138 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「許可を受けた後は、どのような違反があっても取消しや停止はできない。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のア肢「法令に定める要件に該当すれば、許可の取消しや製造停止命令等が行われることがある。」に対する指摘：法第38条は、法令違反等に対する許可取消し・製造停止等の行政処分を定めている。

イ．元のエ肢「違反時の措置は必ず販売価格の変更だけである。」に対する指摘：保安確保のための行政処分がある。

ウ．元のウ肢「行政処分は容器の所有者にしか適用されない。」に対する指摘：第一種製造者等についても規定されている。

エ．元のイ肢「許可を受けた後は、どのような違反があっても取消しや停止はできない。」に対する指摘：法第38条に取消し等の規定がある。

正答：エ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「許可を受けた後は、どのような違反があっても取消しや停止はできない。」。法第38条に取消し等の規定がある。正しい整理は「法令に定める要件に該当すれば、許可の取消しや製造停止命令等が行われることがある。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q139 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：応用

学習ノートに「緊急時でも行政は一切の保安命令を出せない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のエ肢「経済産業大臣または都道府県知事は、法令に基づき製造施設の使用停止、製造・販売・貯蔵・移動・消費等の禁止または制限など必要な措置を命ずることができる。」に対する指摘：法第39条は緊急時の災害防止のため、施設使用停止や高圧ガスの取扱いの禁止・制限等を命ずる権限を定めている。

イ．元のア肢「緊急時でも行政は一切の保安命令を出せない。」に対する指摘：法第39条に緊急措置命令の権限がある。

ウ．元のイ肢「命令は事故が完全に収束してからしか出せない。」に対する指摘：災害防止の緊急必要がある場合に行う制度である。

エ．元のウ肢「命令できるのは販売価格の引下げだけである。」に対する指摘：災害防止に必要な施設使用・取扱いの停止等が対象となる。

正答：イ

ア：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「緊急時でも行政は一切の保安命令を出せない。」。法第39条に緊急措置命令の権限がある。正しい整理は「経済産業大臣または都道府県知事は、法令に基づき製造施設の使用停止、製造・販売・貯蔵・移動・消費等の禁止または制限など必要な措置を命ずることができる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q140 危険時措置・事故・行政 > 報告徴収・立入検査・命令・罰則 | 難易度：標準

次の誤答例「行政命令と刑事罰はまったく区別されない。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のエ肢「立入検査を受けた事業者は必ず有罪となる。」に対する指摘：立入検査は保安監督手段であり、有罪判決と同義ではない。

イ．元のイ肢「報告徴収に依れば、どのような重大違反も必ず免責される。」に対する指摘：報告したことだけで違反の法的効果が当然に消滅するわけではない。

ウ．元のウ肢「報告徴収・立入検査は保安監督の手段であり、違反や緊急事態の内容に応じて行政命令・許可取消し・刑事罰など別の法的効果が生じ得る。」に対する指摘：高圧ガス保安法は、情報収集・現場確認・行政処分・罰則をそれぞれ異なる制度として組み合わせている。

エ．元のア肢「行政命令と刑事罰はまったく区別されない。」に対する指摘：行政上の措置と刑事罰は別の法的制度である。

正答：エ

ア：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「行政命令と刑事罰はまったく区別されない。」。行政上の措置と刑事罰は別の法的制度である。正しい整理は「報告徴収・立入検査は保安監督の手段であり、違反や緊急事態の内容に応じて行政命令・許可取消し・刑事罰など別の法的効果が生じ得る。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q141 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：基礎

設問に対して「すべての第二種製造者が届出だけで自動的に認定される制度である。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「すべての第二種製造者が届出だけで自動的に認定される制度である。」に対する指摘：申請と法定基準への適合が必要である。

イ．元のイ肢「容器の販売価格を自主決定するための認定制度である。」に対する指摘：完成検査を自ら行うための保安認定制度である。

ウ．元のウ肢「認定権者は販売先の顧客である。」に対する指摘：認定は経済産業大臣が行う。

エ．元のエ肢「所定の第一種製造者等が、特定変更工事に係る完成検査を自ら行うため、法定基準を満たして経済産業大臣の認定を受ける制度である。」に対する指摘：法第39条の2以下は、一定の第一種製造者・第一種貯蔵所の所有者等が自ら完成検査を行う認定制度を定めている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「すべての第二種製造者が届出だけで自動的に認定される制度である。」。申請と法定基準への適合が必要である。正しい整理は「所定の第一種製造者等が、特定変更工事に係る完成検査を自ら行うため、法定基準を満たして経済産業大臣の認定を受ける制度である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q142 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：標準

「販売業者であれば無条件で認定される。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「保安検査を一切行わなくてよいことを認める制度である。」に対する指摘：自ら法定の保安検査を適切に実施するための制度である。

イ．元のア肢「販売業者であれば無条件で認定される。」に対する指摘：法定の申請主体・基準を満たす必要がある。

ウ．元のエ肢「法定基準を満たして経済産業大臣の認定を受けた者が、認定対象の特定施設について自ら保安検査を行う制度である。」に対する指摘：法第39条の4以下は、保安検査を自ら行うための認定制度を定めている。

エ．元のイ肢「認定後は検査方法の基準を守らなくてよい。」に対する指摘：認定後も保安検査規程等に従う義務がある。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「販売業者であれば無条件で認定される。」。法定の申請主体・基準を満たす必要がある。正しい整理は「法定基準を満たして経済産業大臣の認定を受けた者が、認定対象の特定施設について自ら保安検査を行う制度である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q143 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：標準

誤った結論として「会社規模が大きければ検査体制を確認しない。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元の工肢「検査を適正に実施できる組織、検査方法、必要な知識経験を有する者など、法令で定める保安能力が確認される。」に対する指摘：法第39条の3・第39条の5等は、組織、検査方法、知識経験等に関する基準を設けている。

イ．元のイ肢「申請書を出せば組織・検査能力に関係なく必ず認定される。」に対する指摘：法定基準への適合審査がある。

ウ．元のウ肢「認定基準は広告宣伝費だけで決まる。」に対する指摘：保安・検査能力に関する基準で判断される。

エ．元のア肢「会社規模が大きければ検査体制を確認しない。」に対する指摘：規模だけでなく法定の検査能力基準を満たす必要がある。

正答：エ

ア：これは元の正答である工肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「会社規模が大きければ検査体制を確認しない。」。規模だけでなく法定の検査能力基準を満たす必要がある。正しい整理は「検査を適正に実施できる組織、検査方法、必要な知識経験を有する者など、法令で定める保安能力が確認される。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q144 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：基礎

受験者が次のように判断した。「認定後は検査規程を自由に無視できる。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元のア肢「完成検査規程に従い、法令で定める知識経験を有する者に検査を実施させる。」に対する指摘：法第39条の10は、認定完成検査実施者に検査規程遵守と所定の知識経験者による実施を求めている。

イ．元のウ肢「認定を受けると完成検査自体が不要になる。」に対する指摘：自ら適正に完成検査を行う制度である。

ウ．元の工肢「検査は知識経験を問わず誰にでも任せてよい。」に対する指摘：法定条件に適合する知識経験者に実施させる。

エ．元のイ肢「認定後は検査規程を自由に無視できる。」に対する指摘：認定後も完成検査規程に従う必要がある。

正答：エ

ア：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「認定後は検査規程を自由に無視できる。」。認定後も完成検査規程に従う必要がある。正しい整理は「完成検査規程に従い、法令で定める知識経験を有する者に検査を実施させる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q145 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：標準

学習ノートに「認定を受けた者は検査記録を残してはならない。」と記されていた。この記述を訂正する説明として最も適切なものはどれか。

ア．元のウ肢「検査記録は事故があったときだけ作ればよい。」に対する指摘：法定の検査記録を作成・保存する必要がある。

イ．元のイ肢「認定を受けた者は検査記録を残してはならない。」に対する指摘：検査記録の作成・保存が義務である。

ウ．元のア肢「法令で定める事項を記録して保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは速やかに提出する。」に対する指摘：法第39条の10は認定者に検査記録の作成・保存・提出義務を課している。

エ．元のエ肢「経済産業大臣から提出要求があっても拒否できる。」に対する指摘：求められたときは速やかに提出する。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のイ肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるア肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「認定を受けた者は検査記録を残してはならない。」。検査記録の作成・保存が義務である。正しい整理は「法令で定める事項を記録して保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは速やかに提出する。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q146 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：応用

次の誤答例「すべての高圧ガス消費者が自動的に認定される。」について、誤りの核心を説明しているものはどれか。

ア．元のア肢「すべての高圧ガス消費者が自動的に認定される。」に対する指摘：申請主体は法定の第一種製造者である。

イ．元のイ肢「認定の目的は高圧ガス価格の自由化である。」に対する指摘：高度な保安確保に関する認定制度である。

ウ．元のエ肢「認定は事業者の本店1か所だけで全国の全事業所に無条件適用される。」に対する指摘：事業所ごとの認定である。

エ．元のウ肢「第一種製造者が事業所ごとに、高度な保安を確保できることについて経済産業大臣の認定を受ける制度である。」に対する指摘：法第39条の13以下は、第一種製造者が高度な保安を確保する能力について事業所ごとに認定を受ける制度を定めている。

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のエ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは元の正答であるウ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「すべての高圧ガス消費者が自動的に認定される。」。申請主体は法定の第一種製造者である。正しい整理は「第一種製造者が事業所ごとに、高度な保安を確保できることについて経済産業大臣の認定を受ける制度である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q147 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：標準

設問に対して「容器はすべて自動的に特定設備となり、容器検査制度はない。」を選んだ。この選択を見直す根拠として最も適切なものはどれか。

ア．元のイ肢「販売価格が高い設備だけを特定設備という。」に対する指摘：価格ではなく災害防止上の検査必要性で指定される。

イ．元のウ肢「すべての事務机やパソコンを特定設備という。」に対する指摘：高圧ガス製造のための設備のうち省令で定めるものが対象である。

ウ．元のア肢「容器はすべて自動的に特定設備となり、容器検査制度はない。」に対する指摘：容器と特定設備にはそれぞれ別の法制度がある。

エ．元のエ肢「高圧ガスの製造のための設備のうち、災害防止のため設計・材料品質・製造中の検査を特に必要とするものとして省令で定める設備である。」に対する指摘：法第56条の3は、特定設備を災害防止上、製造工程で特別な検査を要する設備として定義している。

Q148 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状／選任関連 | 難易度：基礎

「特定設備は輸出入だけが規制対象で国内製造は検査不要である。」という説明は適切でない。正しい理解へ修正する指摘として最も適切なものはどれか。

ア．元のア肢「特定設備は輸出入だけが規制対象で国内製造は検査不要である。」に対する指摘：国内製造も原則として特定設備検査の対象である。

イ．元のエ肢「原則として、法令で定める製造工程ごとに、経済産業大臣、KHKまたは指定特定設備検査機関の特定設備検査を受ける。」に対する指摘：法第56条の3第1項は、特定設備の製造工程ごとの検査を原則として要求している。

ウ．元のイ肢「完成後の外観確認だけで、製造工程中の検査は法律上存在しない。」に対する指摘：設計・材料・製造中の検査を含む制度である。

エ．元のウ肢「製造者自身が何の登録も基準もなく自由に合格を宣言できる。」に対する指摘：法定検査主体・登録制度がある。

正答：ウ

ア：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

エ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

総合解説：提示された誤答例は「容器はすべて自動的に特定設備となり、容器検査制度はない。」。容器と特定設備にはそれぞれ別の法制度がある。正しい整理は「高圧ガスの製造のための設備のうち、災害防止のため設計・材料品質・製造中の検査を特に必要とするものとして省令で定める設備である。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

正答：ア

ア：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

イ：これは元の正答であるエ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「特定設備は輸出入だけが規制対象で国内製造は検査不要である。」。国内製造も原則として特定設備検査の対象である。正しい整理は「原則として、法令で定める製造工程ごとに、経済産業大臣、KHKまたは指定特定設備検査機関の特定設備検査を受ける。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q149 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状 / 選任関連 | 難易度：応用

誤った結論として「表示は設備所有者の好みだけで自由に法定表示と同じものを付けられる。」が示された。この誤りを説明する根拠として適切なものはどれか。

ア．元の工肢「特定設備検査合格証が交付され、法令に従い特定設備に所定の表示を行う。」に対する指摘：法第56条の4・第56条の5は、合格証の交付と特定設備への表示を定めている。

イ．元のウ肢「合格証は特定設備と無関係に自由に売買できる。」に対する指摘：合格証は原則として他人に譲渡・貸与できず、設備とともに譲渡する場合などの例外がある。

ウ．元のイ肢「合格しても合格証や表示の制度はない。」に対する指摘：合格証交付・表示制度がある。

エ．元のア肢「表示は設備所有者の好みだけで自由に法定表示と同じものを付けられる。」に対する指摘：法定の場合以外の紛らわしい表示は禁止される。

正答：エ

ア：これは元の正答である工肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

イ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

ウ：これは別の誤答である元のイ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

エ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

総合解説：提示された誤答例は「表示は設備所有者の好みだけで自由に法定表示と同じものを付けられる。」。法定の場合以外の紛らわしい表示は禁止される。正しい整理は「特定設備検査合格証が交付され、法令に従い特定設備に所定の表示を行う。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09

Q150 危険時措置・事故・行政 > 認定制度・特定設備・免状 / 選任関連 | 難易度：標準

受験者が次のように判断した。「乙種化学は販売主任者免状の一種類である。」この判断が不適切である理由を最も直接的に示すものはどれか。

ア．元の工肢「乙種化学は免状制度ではなく事業所の許可名称である。」に対する指摘：個人に交付される製造保安責任者免状の種類である。

イ．元のア肢「乙種化学は販売主任者免状の一種類である。」に対する指摘：乙種化学は製造保安責任者免状である。

ウ．元のイ肢「高圧ガス製造保安責任者免状の一種類であり、免状の種類に応じて法令で定める範囲の保安職務に用いられる。」に対する指摘：法第29条は製造保安責任者免状として甲種化学、乙種化学、丙種化学、甲種機械、乙種機械、各冷凍機械免状を列举し、職務範囲は種類に応じ省令で定めるとしている。

エ．元のウ肢「乙種化学免状があれば経験や施設区分に関係なく全ての保安役職へ無条件で選任できる。」に対する指摘：選任には免状の種類だけでなく法令上の経験・施設区分等の要件も確認する。

正答：イ

ア：これは別の誤答である元の工肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

イ：提示された誤答例は元のア肢に相当する。この指摘が、その誤りを直接説明している。

ウ：これは元の正答であるイ肢の根拠を説明する内容で、提示された誤答例の誤りを直接指摘するものではない。

エ：これは別の誤答である元のウ肢に対する指摘で、提示された誤答例の誤りを直接説明していない。

総合解説：提示された誤答例は「乙種化学は販売主任者免状の一種類である。」。乙種化学は製造保安責任者免状である。正しい整理は「高圧ガス製造保安責任者免状の一種類であり、免状の種類に応じて法令で定める範囲の保安職務に用いられる。」である。

対象：2026年度（令和8年度） | 基準日：2026-09-09